

官報号外

平成二十一年六月十九日

○第一百七十一回 衆議院会議録 第四十一号

平成二十一年六月十九日(金曜日)

議事日程 第二十八号

平成二十一年六月十九日

午後一時開議

第一 青少年総合対策推進法案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

憲法第五十九条第二項に基づき、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案の本院議決案を議題とし、直ちに再議決すべしとの動議(大島理森君外百一名提出)

海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案、本院議決案

憲法第五十九条第二項に基づき、租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

憲法第五十九条第二項に基づき、租税特別措置法の一部を改正する法律案の本院議決案を議題とし、直ちに再議決すべしとの動議(大島理森君外百一名提出)

憲法第五十九条第二項に基づき、租税特別措置法の一部を改正する法律案の本院議決案を議題とし、直ちに再議決すべしとの動議(大島理森君外百一名提出)

憲法第五十九条第二項に基づき、租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

憲法第五十九条第二項に基づき、租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

憲法第五十九条第二項に基づき、国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

憲法第五十九条第二項に基づき、国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

憲法第五十九条第二項に基づき、国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

憲法第五十九条第二項に基づき、国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

憲法第五十九条第二項に基づき、国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

憲法第五十九条第二項に基づき、国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

平成二十一年六月十九日 衆議院会議録第四十一号

憲法第五十九条第二項に基づき、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案の本院議決案を議題とし、直ちに再議決すべしとの動議

憲法第五十九条第二項に基づき、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案の本院議決案を議題とし、直ちに再議決すべしとの動議

憲法第五十九条第二項に基づき、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案の本院議決案を議題とし、直ちに再議決すべしとの動議

憲法第五十九条第二項に基づき、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案の本院議決案を議題とし、直ちに再議決すべしとの動議

午後一時二分開議

○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

○議長(河野洋平君) 本日、参議院から、本院送付の海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案、国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案はいずれも否決した旨の通知を受領するとともに、返付を受けました。

その不安は、大きく分けて三つあります。その第一点は、今回の政府の対応が、安易な自衛隊の海外派遣への道を開くことにならないかといふ点です。

麻生総理は、二年前の著書で、ネイビーを五年半の長い間遠方に展開したことは我が歴史始まつて以来のことですと誇らしげに書いています。

民主党は、法案修正で示したとおり、海賊対策は第一義的に海上保安庁の責務と考えていますが、麻生政権は、本法案提出前に、海上保安庁では対応ができないのかという検討を先送りにしました。

また、海上警備行動として、遠方での終わりなき任務に海上自衛隊を泥縄式に派遣いたしました。

海上警備行動は、本来、我が国周辺海域を想定し、かつ恒常的活動とは考えられていない活動です。極めて遺憾なことです。

不安全の第二は、ソマリア沖で自衛隊が武力抗争に巻き込まれることはないのかという点です。

我が国が今回自衛隊を派遣している海域近くのソマリアは、内戦状態にあり、昨日も自爆テロで治安大臣を含む二十五人が死亡しています。既に、米軍は、一昨年、昨年と、ソマリア領内で軍事攻撃を行っており、国連の安保理決議千八百五

アデン湾の海賊対策は、累次、国連安保理決議も発出されており、我が国としても我が國にふさわしい取り組みを行っていくことが必要であると考えます。

十一号では、ソマリアにおける必要なすべての手段をとることができます。米軍のソマリアでの軍事行動など、ソマリアでの武力抗争に自衛隊が巻き込まれるおそれが懸念されます。

派遣することにシリアンコントロールが確保されているのかという点です。

ことし三月から始まつた海上警備行動が海上自衛隊の艦船の派遣に加えて、今や、国会関与が

全くないまま、海上哨戒機P-3Cの派遣や陸上自衛隊の派遣へと拡大しています。本法案が成立すれば、海賊対策という名目のもので、単に国会報告だけで、ソマリア沖・アデン湾近くでの自衛隊の活動が拡大されていきます。我々が法案修正を求めた国会の事前承認は、自衛隊に対するシビリアンコントロールの確保から不可欠のものです。このようない不安を残したまま、本法案の成立を認めることはできません。また、本来であれば国会の衆参両院での議決による承認に基づいて行われるべき自衛隊の海外派遣について、とにかく自衛隊を派遣すればいいんだという法案を再議決すべしとして、憲法第五十九条第二項の規定を輕々に使うことは、参議院の意思を踏みにじることになります。再議決を求める本動議には、到底賛成することはできません。

民主党は、海洋国家日本の姿勢として、海賊がない平和な海をもたらすための根源的な対策に努力すべきと考えます。その意味で、海賊行為への対処にとどまらず、海賊発生の原因の一つであるソマリアの混乱や貧困を克服するための努力こそ我が国が行うべきことです。

ソマリアのいわゆる海賊ビジネスでの収入は年間約三十億円、これに対し、自衛隊の派遣にかかる

る費用は平成二十一年度で約百四十五億円計上さ
れているにもかかわらず、今の自公政権には、平
和な海をもたらすための根源的な努力をしようと
する姿勢はうかがえません。

して護衛艦二隻を派遣いたしました。六月十五日現在で合計二十七回の護衛を実施し、外国船が不審船に追われているといった情報を受け、人道上の措置として、既に六度対処しております。しかしながら、この派遣は、自衛隊法八十二条の海上警備の行動に基づく活動であり、警護対象や武器使用権限の面で十分でない部分があります。

設すべきとの主張については、屋上屋を架すたぐいのものと考えます。なぜなら、原案でも、自衛隊が海賊対処行動をとるときは、政府全体の意思決定が必要となつていて、そして、身分を併用しても、実際、活動を行うのは海上保安庁と海上自衛隊であり、わざわざ本部を設けなくても、両省間で調整すれば対応可能であります。

このような理由で、民主党との修正協議が調わなかつたことは甚だ遺憾であります。与党がその

○議長(河野洋平君)　土屋品子君
〔土屋品子君登壇〕
○土屋品子君　自由民主党の土屋品子でございま
す。
私は、自由民主党及び公明党を代表して、ただいま
いま議題となりました憲法第五十九条第二項に基
づき、本院議決案を議題とし、直ちに再議決すべ
しとの動議について、賛成の立場から討論を行ひ
ます。(拍手)
本年四月二十三日に衆議院本会議で可決し、参
議院に送付されました海賊行為の処罰及び海賊行
為への対処に関する法律案は、本日、参議院にお
いて否決され、本院に返付されてきました。
昨年、ソマリア沖・アデン湾では、百十一件も

されたとき、これを求めていたのは、日本海軍でした。逆の場合、もしそれを放置するようなことがあれば、日本は他国の海賊被害には無関心と国際的な非難を浴びるのは必定であります。さらに、海賊が民間船舶に接近するなどの行為について、は、これらの犯罪行為を行つてゐる段階で抑止する必要があります。

こうしたことから、本法案には、保護対象を拡大し、外国船舶の護衛もできるようになりますことと、警告に従わない海賊船への射撃を可能とすることで実効性をより担保しようとしております。さて、本法案に対する民主党修正案の柱は、国会の事前承認と海賊対処本部設置の二点であります。

内事情の露呈を恐れる一方で、修正合意に反対する社民、国民党両党との共闘を優先したがゆえに、合意に向けてのハードルを最後まで下げませんでした。民主党は、国民の生命や財産を守るこという意味で、国益に直結する海賊対策を政争の具としたことになります。参議院第一党として、また政権を目指す責任政党として、あるべき姿とはとても言えないでしょ。

参議院では御賛同いただけず、返付されてまいりましたが、現下の情勢にかんがみ、一刻も早く海賊被害に機動的かつ効果的に対処することは、国益と国際貢献の両面で喫緊の課題であります。

の海賊事件が発生したため、六月以降、国連安安保理では、ソマリア沖の海賊行為を制圧する決議が四回も採択されており、その対処は国際社会の一一致した要請となっております。世界の二十カ国以上が取り締まりを強化してきましたが、ことしも、海賊事件が年間三百件を超えるのではないかという予想もあります。さらに、この海域は、年間約二千隻の日本関係船舶が通航している重要な航路であります。

民主党は、国会の事前承認がなければ自衛隊による文民統制が担保されないと主張しておられます。また、野党の一部には、今回の海自派遣を憲法違反だと主張する声があるようですが、海賊対処は、国連海洋法上、あくまで警察権の行使であり、憲法第九条の禁止する武力行使には断じて当たりません。そのため、与党としては、本法案で定めるような国会報告で十分と考えます。

それは、三月中旬に内閣府が発表した世論調査において、六割以上の国民が前向きに評価したことにもあらわれております。

〔赤嶺政賢君登壇〕

○赤嶺政賢君 私は、日本共産党を代表して、海賊対処法の再議決に反対の討論を行います。

(拍手)

まず、本日参議院で否決された海賊対処法案、租税特別措置法案、国民年金法案の三つの法案について、政府・与党が、参議院の意思を一顧だにせず、直ちに衆議院で再議決し成立させようとしていることに強く抗議するものであります。

参議院で与野党の議席が逆転して以降、福閑閣での新テロ法を初め、三分の二の多数による再議決が計六回行われましたが、今回は、たった一日で、内容の異なる重要法案を三本まとめて押し通そうとしています。前代未聞の暴挙であり、断じて容認できません。

本法案は、海賊対処を口実にして、自衛隊の海外活動と武器使用権限を拡大し、憲法九条が禁ずる海外での武行使に道を開くものであり、断じて容認できません。

この間の審議ではつきりしたことは、軍隊の派遣でソマリア沖の海賊問題を解決できないことです。そもそも、ソマリアは、欧米列強やエチオピアの植民地として分割統治され、一九六〇年の独立後は、米ソが競い合つて軍事政権を援助し、大量の武器の流入を招きました。九一年に内戦状態に陥つて以降は、国連の平和執行部隊の派遣が失敗し、対テロ戦争の名による米軍の空爆と軍事介入が行われてきました。そのもとで、外国船による違法操業、有毒廃棄物の不法投棄が横行し、追い詰められた漁民らが海賊に動員される状況を生み出しました。

外部勢力の不当な介入に翻弄されてきた歴史を

持つ国で、海賊対処と称して軍隊を派遣することは、ソマリアの人々にさらなる不信を広げるだけです。

あります。

昨年から各国がソマリア沖に軍隊を派遣しま

たが、海賊事件は、減るどころか、ふえているのが実態です。四月には、米軍が人質救出のために海賊三人を射殺し、海賊が報復を宣言する事態になりました。力でねじ伏せるやり方は、事態を悪化させるだけです。

ソマリア沖の海賊問題を解決する道は、軍隊を派遣することではありません。長期にわたる内戦を終結させ、人々が生活できる環境をつくる、そのための支援こそ必要です。

ソマリアでは、地域主導の粘り強い和平努力が行われ、昨年八月、暫定連邦政府とソマリア再解

放連盟の稳健派グループが武行使の停止などで合意しました。今、かつてない広範な勢力が結集した暫定連邦政府を中心に、さまざまな問題を抱えながらも、内戦終結と国民的和解に向けた努力が続けられています。

憲法九条を持つ日本は、こうした地域主導の和平努力への支援、民生支援こそ積極的に行なうべきです。船舶の安全確保は航路の迂回などで可能であり、現にそうした方法をとっている商船も少なくありません。

それでも政府が自衛隊派遣に固執するのは、結果的に何度目の再議決でしょうか。余りにも乱用され、日常化した衆參の賛否の違いに對する衆議院での三分の二を用いた再議決は、そもそも、この国会自体の賞味期限切れ、熟議の民主主義の否定、そして何よりも、二院制を定めた我が國の議会制民主主義への冒瀆にはかなりません。

こうした状況を開拓する道の道は、一日も早い衆議院の解散・総選挙で、主権者である国民の意

を集中させた米軍の肩がわりにはなりません。

P3Cによる情報提供は、海賊対処だけでなく、軍事作戦全体を支援することになるのであります。

しかも、政府は、治安の安定が指摘されるジブチに、海外派遣の中核部隊として新編した陸上自衛隊中央即応連隊を派遣しました。インド洋で給油活動を行う海上自衛隊と合わせ、陸海空三自衛隊約九百人がアデン湾周辺に展開する事態になります。

アメリカがいなりで自衛隊を海外に派遣するのは、やめるべきです。法案を押し通し、自衛隊海外派兵恒久法への突破口にするなど、言語道断であります。

以上、法案は廃案にし、海賊問題の解決に逆行する自衛隊派遣は直ちに中止するよう重ねて求め、討論を終わります。(拍手)

○議長(河野洋平君) 阿部知子君。

〔阿部知子君登壇〕

○阿部知子君 社会民主党の阿部知子です。

私は、社会民主党・市民連合を代表して、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案の再議決に対して、反対の討論を行います。

(拍手)

一体これで何度目の再議決でしょうか。余りにも乱用され、日常化した衆參の賛否の違いに對する衆議院での三分の二を用いた再議決は、そもそも、この国会自体の賞味期限切れ、熟議の民主主義の否定、そして何よりも、二院制を定めた我が國の議会制民主主義への冒瀆にはかなりません。

加えて、本法案は、特定の国連決議等を根拠としない一般法であり、期限の定めのない恒久法であります。これから一体どういう基準で海賊に対処していくのか。海賊行為自体は、古今東西、海のあるところには必ずある一般的な犯罪行為であります。必要最小限の実力組織であるはずの我が国の防衛力でこれから世界の海賊と戦い続けていくつもりなのか、その展望も見えないままのものです。

を問うことであることを、まず冒頭に強く申し上げたいと思います。

その上で、既に三月十三日に、海上警備行動規

定を拡大解釈しての発令のもとにソマリア沖に派遣された海上自衛隊と海上保安庁の皆さん昼夜を問わない活動には敬意を表しつつも、しかし、事態は、海賊取り締まりの海域をどんどん拡大させるとともに、海賊事案も本年五月末で既に三百十件となり、昨年の百十一件をはるかに上回っています。

この間、我が国からも、P3C哨戒機二機が派遣され、陸海空の自衛隊が戦後初めてそろつて海外派兵恒久法への突破口にするなど、言語道断であります。

アメリカがいなりで自衛隊を海外に派遣するの外派兵恒久法への突破口にするなど、言語道断であります。

以上、法案は廃案にし、海賊問題の解決に逆行する自衛隊派遣は直ちに中止するよう重ねて求め、討論を終わります。(拍手)

○議長(河野洋平君) 阿部知子君。

〔阿部知子君登壇〕

○阿部知子君 社会民主党の阿部知子です。

私は、社会民主党・市民連合を代表して、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案の再議決に対して、反対の討論を行います。

(拍手)

一体これで何度目の再議決でしょうか。余りにも乱用され、日常化した衆參の賛否の違いに對する衆議院での三分の二を用いた再議決は、そもそも、この国会自体の賞味期限切れ、熟議の民主主義の否定、そして何よりも、二院制を定めた我が國の議会制民主主義への冒瀆にはかなりません。

一方、参議院においても、あえて自衛艦を派遣する理由、現実に護衛し得る商船は全体のわずか二五%という事実、P3C派遣の目的、そして、何より重要な破綻国家ソマリア自身への支援の必要性が指摘された上で本法案が否決されたのです。

一方、参議院においても、あえて自衛艦を派遣する理由、現実に護衛し得る商船は全体のわずか二五%という事実、P3C派遣の目的、そして、何より重要な破綻国家ソマリア自身への支援の必要性が指摘された上で本法案が否決されたのです。

そこで、既に三月十三日に、海上警備行動規定を拡大解釈しての発令のもとにソマリア沖に派

日本は、東南アジアにおける海賊問題について、R E C C A A P 協定に基づく情報共有センターの設立により一ダッシュを發揮し、沿岸諸国との海上法施行能力向上のための人材育成支援、海上保安庁の巡視船を派遣しての訓練などの積極的な貢献を行い、大きな成果を上げてきました。ソマリアの海賊に対しても、こうしたソフトパワーによる粘り強い対処が第一であり、その原点に立ち戻ることを再度強く求めたいと思います。

何かあればそれを口実に自衛隊の活動領域を広げ、そして安易な自衛隊活用政策に、これ以上頼るべきではありません。自衛隊は専守防衛に徹し、万が一のための必要最小限の実力組織にとめ、平和国家の名にふさわしい非軍事的な取り組みこそ優先させるべきだということを申し上げて、私からの反対討論といったります。（拍手）

○議長（河野洋平君） これにて討論は終局いたしました。

○議長（河野洋平君） 採決いたします。

大島理森君外百一名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河野洋平君） 起立多数。よつて、本動議は可決されました。（拍手）

海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案、本院議決案

○議長（河野洋平君） 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案の本院議決案を議題といたします。

直ちに採決いたします。

この採決は記名投票をもつて行います。

二号　海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する件
本案は、憲法第五十九条第二項に基づき、さきに本院において議決のとおり再び可決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参されるとを望みます。——議場閉鎖。
氏名点呼を命じます。

○議長(河野洋平君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開票。——議場閉鎖。

投票を計算させます。

(参考投票を計算)

○議長(河野洋平君) 投票総数四百六十七。本投票の三分の二は三百十二であります。投票の結果を事務総長から報告させます。

○議長(河野洋平君) これにて討論は終局いたしました。何かあればそれを口実に自衛隊の活動領域を広げ、そして安易な自衛隊活用政策に、これ以上頼るべきではありません。自衛隊は専守防衛に徹し、万が一のための必要最小限の実力組織にとどめ、平和国家の名にふさわしい非軍事的な取り組みこそ優先させるべきだということを申し上げて、私からの反対討論といたします。(拍手)

ました。

○議長(河野洋平君) 採決いたします。
大島理森君外百一名提出の動議に賛成の諸君の
起立を求めます。

○議長(河野洋平君) 右の結果、本審は、憲法第五十九条第二項に基づき、出席議員の三分の二以上の多数をもって、さきの議決のとおり再び可決いたしました。(拍手)

可とする者(白票) 百三十二
否とする者(青票) 三百三十五

(事務総長報告)

海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案、本院議決案を可とする議員の氏名

川崎 河井 克行君
二郎君 木原 瓦 力君
木村 木村 稔君
北村 木村 隆秀君
倉田 北村 誠吾君
雅年君 義雄君
小泉純一郎君
木挽 小島 敏男君
司君
後藤 高村 正彦君
茂之君 太郎君
河野 河野
近藤 基彥君
佐藤 剛男君
斎藤斗志二君
佐藤ゆかり君
坂本 坂本 剛二君
桜井 桜井 郁三君
笹川 笹川 邦君
清水清一朗君
塙谷 塙谷 立君
実川 実川 幸夫君
柴山 柴山 昌彦君
下村 下村 博文君
杉浦 杉浦 普
鈴木 鈴木 義偉君
太藏君 正健君
恒夫君 俊一君
蘭浦健太郎君

官 報 (号 外)

平成二十一年六月十九日

衆議院會議錄第四十一號

海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案、本院議決案

官 報 (号 外)

野田 鉢呂 原口 平岡 福田 藤村 細川 牧 松野 松木 牧 松木 前原 松木 松木 松木	佳彦君 吉雄君 一博君 秀夫君 昭夫君 修君 律夫君 澄夫君 義夫君 賴久君 大輔君 龍君 光男君 宗明君 賢次君 正彦君 道義君 善次君 山田 正彦君 横山 笠 鶯尾英一郎君 渡部 恒三君 石井 郁子君 穀田 恵二君 佐々木 恽昭君 塩川 鐘也君 吉井 英勝君 菅野 哲雄君 照屋 寛徳君 重野 安正君 日森 文尋君 糸川 正晃君 編貫 民輔君 前田 雄吉君 横路 孝弘君	羽田 島山由紀夫君 伴野 豊君 平野 博文君 藤井 裕久君 古本伸一郎君 細野 豪志君 前原 誠司君 松木 謙公君 松原 仁君 松木 刪明君 和田 隆志君	孜君
---	---	---	----

憲法第五十九条第二項に基づき、租税特別措置法の一部を改正する法律案の本院議決案を議題とし、直ちに再議決すべしとの動議を議題といたします。
 (大島理森君外百一名提出)
 ○議長(河野洋平君) 大島理森君外百一名から、憲法第五十九条第二項に基づき、租税特別措置法の一部を改正する法律案の本院議決案を議題とし、直ちに再議決すべしとの動議が提出されております。本動議を議題といたします。
 討論の通告があります。順次これを許します。

和田隆志君。

(和田隆志君登壇)

○和田隆志君 民主党の和田隆志でございます。

ただいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案は、つい三時間ほど前、参議院で否決され、本院に戻されてまいりました。これは、本院においても一度慎重に検討すべしという意味を持つものです。

にもかかわらず、直ちに採決すべしとの動議が出されたことに対し、民主党・無所属クラブを代表して、断固反対の立場で討論を行います。

(拍手)

まず、麻生総理に一言申し上げます。

日本郵政のかんぽの宿処分に端を発し、社長人事をめぐる騒動に発展した一件には、麻生総理の指導力、決断力の欠如ここにきわまれりといった指摘といつた無駄遣いのオンパレードの予算を見る

と、結局、経済危機は、税金を使つたばらまき、これを正当化するための口実ではなかつたんでしょうか。

補正予算に百十七億円もかけて国営漫画喫茶を建設することを計上したことなど、愚の骨頂でこれを正當化するための口実ではなかつたんでしょうか。

予算に計上されなかつたんでしょうか。

また、傘下の団体で税金を使い、宴会にコンパニオンまで呼んだという報道まである中央職業開

責任をきちんと果たすべきでございましょう。

総理は、党首討論で、民間会社たる日本郵政の人事に政府が介入することには慎重であるべきとおつしやられました。しかし、果たしてそうでしょうか。

かんぽの宿について言えば、もともとは国の機関として、郵政省や郵政公社が国民の皆様方からお預かりした資金がもとではありませんか。国民の皆様方は、民間会社になつてからも、御自分の預けられた資金がどのように使われて、どのように処分されているかについて、重大な関心を寄せていらっしゃるのです。こうした問題こそ、政府

みずからが、国民の視線に立つて、日本郵政の経営に積極的に発言していくべきではなかつたでしょうか。

かくなる上は、せめて、早急に国民の信を問うため解散・総選挙を行うくらいの指導力、決断力を見せていただきたいのです。

さて、麻生政権発足以来、未曾有の経済危機という言葉を何度も総理の口からお伺いいたしました。しかし、実際には、選挙向けのばらまき、官僚の天下り先の確保、そして無駄な箱物建

設といつた無駄遣いのオバケードの予算を見る

と、結局、経済危機は、税金を使つたばらまき、これを正當化するための口実ではなかつたんでしょうか。

麻生政権の、社会的弱者切り捨て、一部の層への優遇措置に乗せ、経済効果が不明確な巨額のばらまき、これを内容とした場当たり的な措置を講じるような手法では、国民の皆様方が期待する経済対策にはなり得ないと考えます。

歳入歳出両面にわたつて予算の構造改革を大胆に推し進めるところこそが眞の経済対策です。

○議長(河野洋平君) 和田君、申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○和田隆志君(続) 民主党が政権についた暁には、これを推し進めることをお約束いたします。

発能力機構に七千億円もの予算を計上したのも理解したいところです。

独立行政法人、公益法人等官僚の天下り法人に三兆円、さらに加えて四十六の基金に四・四兆円ものお金を積むことも明らかになりましたが、基金の受け皿の大半は天下り団体になることが確實な状況です。

官報 (号外)

このように考えると、本法案が再議決という異常な手段を使って成立しなければならない法案ではないことは明らかです。

政治家の良心をお持ちの議員各位におかれましては、本動議に反対されることを強くお願い申し上げ、私の討論いたします。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（河野洋平君） 今村雅弘君。

〔今村雅弘君登壇〕

○今村雅弘君 自由民主党の今村雅弘でござります。

私は、自由民主党及び公明党を代表して、たゞいま議題となりました憲法第五十九条第二項に基づき、本院議決案を議題とし、直ちに再議決すべしとの動議について、賛成の立場から討論を行います。（拍手）

本年五月十三日に衆議院本会議で可決し、参議院に送付されました租税特別措置法の一部を改正する法律案は、まことに残念ながら、本日、参議院において否決され、本院に返付されてまいりました。

した。

昨年九月のリーマンショック以来、深刻度を増す戦後最大の世界同時不況の中で、我が国の経済もまた、輸出市場の急激な収縮による実体経済の極度の悪化に直面いたしました。

麻生総理は、政局よりも景気対策を掲げ、各首脳との協力、協調による世界経済の一日も早い回復に全力を傾注しつつ、国民生活を守るために、総理就任から半年余りの間に、平成二十年度第一次、第二次補正予算、二十一年度総予算と補正予算を成立させ、着々と成果を上げてこられました。

百年に一度とも言われる経済危機に対応するため、これらの景気対策の内容は、安心実現のため

の雇用対策、中小企業への資金繰り支援などの金融政策、定額給付金や高速道路料金引き下げ、子育て応援などの身近な生活者支援と福祉政策、さらには地域活性化や環境分野など、未来への投資にも及び、極めて多岐にわたっております。まさに景気回復のためのオール・ジャパンによる政策総動員であります。

本法案は、その一環として、民間需要を喚起し、内需の連鎖的拡大を促すための税制改正を行ふものであります。

具体的な施策として、住宅取得等のための贈与税の軽減、中小企業の交際費課税の軽減、研究開発税制の拡充を盛り込んでおります。

このうち、住宅取得等のための贈与税の軽減は、我が国の個人金融資産の総額約一千四百兆円

強のうち、その約六割を占める六十歳以上の方々の豊富な貯蓄を若干年層に移し、住宅投資の活性化を図ることが目的であります。

この措置に対しても、金持ち優遇との批判があるようですが、決してそうではありません。住宅

投資は、建築資材はもとより、家具や電気製品など、幅広い需要を喚起する大きな効果を發揮し、それらに関連する雇用や所得を力強く下支えし、結果的に所得の低い方々の暮らしを守ることにもなるからであります。

また、研究開発促進は、天然資源のない我が国が将来にわたって世界との競争に生き抜くために、まさに必要欠くべからざるものであります。

お金は、経済の血液であり、お足とも言われます。

巨額のお金を眠らせておくため、働いてもらいやすくなるために、今回の税制措置は極めて有効なものであると確信いたしました。

起立を求めます。

麻生総理が目指す、景気の底割れ阻止、雇用確

保と国民の痛み緩和、未来の成長力の強化という追加経済対策の三つの目標につきましては、野党の皆様も本音では全く異存はないものと思つております。

その趣旨に沿つて減税措置を盛り込んだ本法案に、何ゆえに野党は反対されるのでありますか。法案の内容ではなく、補正関連法案だからと政局一辺倒の理由で国民のためになる法案に反対されることとなり、多くの国民が失望、高く標榜されることがあります。

この辺りの理由で国民党のためになる法案に反対することとなり、野党は反対されるとのであります。

○議長（河野洋平君） 租税特別措置法の一部を改正する法律案の本院議決案を議題といたします。

この採決は記名投票をもつて行います。

本院議決案は、憲法第五十九条第二項に基づき、さきに本院において議決のとおり再び可決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参されることを望みます。

議場閉鎖。

氏名点呼を命じます。

〔各員投票〕

○議長（河野洋平君） 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。

開票。——議場閉鎖。

投票を計算させます。

〔参事投票を計算〕

○議長（河野洋平君） 投票總数四百六十六。

本投票の三分の二は三百十一であります。投票の結果を事務総長から報告させます。

投票の結果を事務総長から報告させます。

〔事務総長報告〕

可とする者（白票）

否とする者（青票）

三百三十四

百三十二

○議長（河野洋平君） 右の結果、本院議決案を議題とし、直ちに再議決すべしと決議いたしました。

○議長（河野洋平君） 採決いたします。

大島理森君外百一名提出の動議に賛成の諸君の

〔賛成者起立〕

○議長（河野洋平君） 起立多数。よつて、本動議は可決されました。（拍手）

租税特別措置法の一部を改正する法律案、本院議決案

○議長（河野洋平君） 租税特別措置法の一部を改正する法律案の本院議決案を議題といたします。

この採決は記名投票をもつて行います。

本院議決案は、憲法第五十九条第二項に基づき、さきに本院において議決のとおり再び可決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参されることを望みます。

議場閉鎖。

氏名点呼を命じます。

〔各員投票〕

○議長（河野洋平君） 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。

開票。——議場閉鎖。

投票を計算させます。

〔参事投票を計算〕

○議長（河野洋平君） 投票總数四百六十六。

本投票の三分の二は三百十一であります。投票の結果を事務総長から報告させます。

投票の結果を事務総長から報告させます。

投票の結果を事務総長から報告させます。

〔事務総長報告〕

可とする者（白票）

否とする者（青票）

五百三十二

○議長（河野洋平君） 右の結果、本院議決案を議題とし、直ちに再議決すべしと決議いたしました。

○議長（河野洋平君） 採決いたしました。

大島理森君外百一名提出の動議に賛成の諸君の

平成二十一年六月十九日

衆議院会議録第四十

租税特別措置法の一部を改正する法律案、本院議決案

租税特別措置法の一部を改正する法律案、本院議決案を可とする議員の氏名

赤池	誠章君	晋三君	安倍	あかま二郎君
逢沢	一郎君			
井上	信治君			
伊藤	公介君			
麻生	太郎君			
新井	悦二君			
石崎	伊吹			
石破	岳君			
石原	文明君			
稻田	茂君			
猪口	宏高君			
今津	寛君			
岩永	峯一君			
宇野	朋美君			
浮島	邦子君			
江崎	敏男君			
江渡	治君			
遠藤	鐵磨君			
衛藤征士郎君				
利明君				
友一君				
小川	泰弘君			
小里	越智			
小野	高司君			
大塚	理森君			
大島	越智			
大野	功統君			

安次富	修君	阿部	俊子君
愛知	和男君	赤城	徳彦君
秋葉	賢也君	吉利	明君
井上	喜一君	井脇ノブ子君	伊藤信太郎君
飯島	夕雁君	伊藤達也君	伊藤真敏君
石原	伸晃君	泉原	保二君
稻葉	大和君	今井	雅弘君
石原	伸晃君	今村	毅君
飯島	夕雁君	岩屋	上野賢一郎君
稻葉	大和君	江崎洋一郎君	白井日出男君
石原	伸晃君	江藤	小此木八郎君
飯島	夕雁君	遠藤	小野次郎君
稻葉	大和君	遠藤	小野寺五典君
石原	伸晃君	江崎洋一郎君	尾身幸次君
飯島	夕雁君	江崎洋一郎君	近江屋信広君
稻葉	大和君	江藤	大高松男君
石原	伸晃君	遠藤	大塚拓君
飯島	夕雁君	江崎洋一郎君	大前繁雄君

大村	秀章君	岡下	信子君	岡本	大村
加藤	勝信君	岡本	芳郎君	芳郎君	加藤
嘉数	知賢君	樺山	弘志君	弘志君	嘉数
金子	一義君	龜井	善太郎君	善太郎君	金子
恭之君	恭之君	鴨下	一郎君	一郎君	恭之君
志嘉君	志嘉君	川条	志嘉君	志嘉君	志嘉君
建夫君	建夫君	河村	木原	誠二君	建夫君
太郎君	太郎君	木村	木村	木村	太郎君
勉君	勉君	岸田	北村	文雄君	勉君
久間	久間	小杉	北村	茂男君	久間
章生君	章生君	小坂	北村	文雄君	章生君
憲次君	憲次君	古賀	岸田	茂男君	憲次君
隆君	隆君	誠君	小杉	文雄君	隆君
後藤田正純君	後藤田正純君	佐藤	佐藤	茂男君	後藤田正純君
河本	河本	佐藤	坂井	文雄君	河本
三郎君	三郎君	佐藤	坂井	茂男君	三郎君
近藤三津枝君	近藤三津枝君	佐藤	坂井	文雄君	近藤三津枝君
佐田玄一郎君	佐田玄一郎君	佐藤	坂井	茂男君	佐田玄一郎君
義孝君	義孝君	哲志君	哲志君	文雄君	義孝君
恭久君	恭久君	明君	明君	文雄君	恭久君
清水鴻一郎君	清水鴻一郎君	七条	七条	文雄君	清水鴻一郎君

西川	京子君	西野	あきら君	西村	西村
萩生田光一	君	萩原	誠司君	康穂君	根本
浜田	靖一	林	彪君	勝子君	匠君
原田	令嗣君	林田	潤君		
平井	たくや君	平沢	勝栄君		
藤井	勇治君	廣津	素子君		
藤野	真紀子君	福井	照君		
船田	峰之君	福田	峰之君		
古屋	圭司君	細田	博之君		
増原	義剛君	馬渡	龍治君		
松島	みどり君	松浪	健太君		
三ツ矢	憲生君	松本	純君		
御法川	信英君	松本	洋平君		
宮腰	光寛君	和明君			
宮路					

官 報 (号 外)

平成二十二年六月十九日

衆議院會議錄第四十一號

租税特別措置法の一部を改正する法律案、本院議決案、憲法第五十九条第二項に基づき、直ちに再議決すべしとの動議等の一部を改正する法律案の本院議決案を議題とし、直ちに再議決すべしとの動議

国民年金法等の一部を改正す

九

長妻昭君登壇

〔三〕

の通告があります。順次これを許します。

憲法第五十九条第一項に基づき、国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案の本院議決案を議題とし、直ちに再議決すべしとの動議（大島理森君外百一名提出）

○議長（河野洋平君） 大島理森君外百一名から、憲法第五十九条第二項に基づき、国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案の本院議決案を議題とし、直ちに再議決すべしとの動議が提出されております。本動議を議題といた

過ぎる経済前提の問題、所得代替率五〇%を維持するモデル世帯がほとんど存在しない問題など、数々の論点を指摘してまいりました。しかし、政府は、まともに答えようとしません。

現行制度の微修正では日本の年金制度はもたないことを率直に認めることができ、国民の利益にもつながります。年金制度が続いている、生活できない年金であれば、何のための年金なのですか。

法案審議中に、重要な二つの問題について調査結果を出すよう求めてしまいましたが、それが、いまだ出ておりません。

一つは、無年金者のサンプル調査による実態把握です。

社会保険庁によると、無年金者は百十八万人に上るとしています。この中で、社会保険庁のみなどの理由で、本来は年金を受給できるのに無年金者となっている方が何%いらっしゃるのか、民主党は調査を要請しました。年金が減るどころか、全く受け取れないという重大な問題です。

社会保険庁によると、無年金者は百十八万人に上るとしています。この中で、社会保険庁のみなどの理由で、本来は年金を受給できるのに無年金者となっている方が何%いらっしゃるのか、民主党は調査を要請しました。年金が減るどころか、全く受け取れないという重大な問題です。

政府は、このサンプル調査の結果が各社会保険事務所から上がってきていたにもかかわらず、いまだに公表しておりません。意図があつて公表しもう一つは、国民年金保険料のさかのぼり納付です。

時効でさかのぼり納付ができないにもかかわらず、社会保険庁の関係者には不正に納付を認めていた事例が発覚しています。これでは、コネがある人だけは、何年間でもさかのぼり納付が可能になります。コネのない人は無年金者のままでなりかねず、不公平です。

政府は、同様の事例の調査を平成十九年一月に各社会保険事務局に要請しているにもかかわらず、

ず、いまだ公表がありません。二年半もたつています。直ちに公表するべきです。

さらに驚くのが、厚生労働省の社会保険庁担当の政務官が先日辞任されましたが、後任を置かないといふことです。消えた年金問題を初めとする

問題山積の社会保険庁を厳しく指導するという政治の責任を放棄していると言わざるを得ません。

二つの保障、憲法九条と二十五条にある安全保障と社会保障は、国家の礎です。年金は、国民の皆様の将来の不安を取り除く、かけがえのない制度です。税金を逐年投入してびほう策を続け、百年安心という偽りの看板を掲げるのは、やめてください。現行制度を根本的に変えるという決断をしていただきたい。

麻生おろしが成功するか、解散して麻生おろしを封印するか、またまた、政権投げ出しに続く自民党的内輪もめが勃発しました。自民党は我が党に対し、口を開けば、政権担当能力がないと非難されます。しかし、そもそも自民党こそ、本当に政権担当能力があるのでしょうか。疑問符が幾つも点滅します。

そろそろ、一票で世の中が変わる政治体制をつくり上げようではありませんか。政治家が官僚の下請仕事をするのではなく、一票で選ばれた政治家が官僚の手綱を握る、そして、生活者の立場に立つ、国民に奉仕する行政を実行するのです。

この四年間、うんざりした、このよどんだ議場

迷走する日本に決着をつける、決着の夏を実現することをお誓い申し上げ、私の反対討論といたします。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（河野洋平君） 横屋敬悟君。

〔横屋敬悟君登壇〕

○横屋敬悟君 公明党の横屋敬悟でございます。

私は、自由民主党、公明党を代表して、ただいま議題となりました国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案の再議決動議に

対して、賛成の立場から討論を行います。（拍手）

年金制度は、高齢や障害等による所得の喪失、

減少によって国民生活の安定が損なわれることを

国民の共同連帯によって防止し、国民生活の維持向上に寄与することを目的とするものであります。

今日、年金受給者は三千四百万人を数え、給付費総額は約五十兆円、高齢者世帯の所得の約七割を占め、六割の高齢者世帯が年金収入だけで生活をしているなど、年金制度は、老後の所得の保障の柱として極めて重要な役割を担っております。

この年金制度を将来にわたって持続可能なものとするため、平成十六年改正においては、保険料の引き上げを抑制するための上限設定や、次世代等への給付に充てるための積立金の効果的な活用、さらには、被保険者数の減少などに応じて給付水準を自動調整する仕組みなどが盛り込まれるとともに、制度の基盤を支えるかなめとして、基礎

低保障機能の強化等に関する検討規定は、国民の多くが要望するところであり、本法案の成立を踏まえ、その具体化に向けての取り組みを加速化させが必要があります。

また、法律の附則に盛り込まれた基礎年金の最

大の年金に統く政府の不祥事を明らかにしてま

す。

基礎年金国庫負担割合の二分の一への引き上げ

は、これまでの、平成六年改正の際の国会審議に

おいて、国庫負担割合を二分の一をめどに引き上げることを検討する、この旨の附帯決議が全会派一致により盛り込まれたことなどを踏まえて、改正法に盛り込まれたところであります。

すなわち、長年の政治の懸案事項として、与野党ともに二分の一への引き上げに取り組んできた経緯があり、その実現に異論はないものと考えるのであります。

先ほどの反対討論を聞きながらも、年金というのは、百年、まさに長期、一人一人の長い人生を支えるものでありまして、なぜこの第一歩の改革が御理解いただけないのか、賛成をいただけないのか、全く理解ができないわけであります。

本法律案は、基礎年金の国庫負担割合について、平成二十一年度及び平成二十二年度においては、財政投融资特別会計から一般会計への特例的な繰り入れを行い、二分の一との差額を負担するとともに、その後、税制の抜本的な改革により所要の安定財源を確保した上で、国庫負担二分の一を恒久化するなど所要の措置を講ずるものであり、現下の厳しい経済状況の中で二十一年度から確実に二分の一への引き上げを実現するために、現実的かつ妥当な措置であると考えます。

また、法律の附則に盛り込まれた基礎年金の最大の年金に統く政府の不祥事を明らかにしてま

す。

さらには、国庫負担割合二分の一の実現によつて、保険料免除期間の評価も三分の一から二分の一に引き上げることにより、低所得者層の保険料の納付意欲を高める効果もあります。

こうした理由から、本法案は、四月十七日、本

平成二十一年六月十九日

衆議院会議録第四十一号 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案、本院議決案

西村	明宏君	鈴木	淳司君
西銘恒三郎君		関	馨祐君
頤賀福志郎君		園田	芳弘君
西川	公也君	高市	博之君
丹羽	雄哉君	高鳥	修一君
長崎	幸太郎君	田中	良生君
仲村	正治君	田村	憲久君
中山	成彬君	園田	早苗君
中根	一幸君	竹本	直一君
中川	泰宏君	谷川	勤君
土井	亨君	谷本	武部
德田	毅君	中馬	竹本
中川	昭二君	寺田	谷
中野	正志君	土屋	谷
中山	成彬君	戸井田とおる君	谷
長勢	甚遠君	寺田	公一君
二階	俊博君	中馬	弥一君
西村	明宏君	谷本	龍哉君
西銘恒三郎君		谷本	弘毅君
頤賀福志郎君		中馬	品子君

鈴木	俊一君	鈴木	恒夫君
蘭浦	健太郎君	蘭浦	健太郎君
田中	和徳君	田中	和徳君
田野	穎良太郎君	田野	穎良太郎君
平	将明君	高木	毅君
高木	毅君	竹下	亘君
武田	良太君	棚橋	泰文君
棚橋	泰文君	谷垣	禎一君
谷垣	禎一君	谷畑	孝君
谷畑	孝君	津島	雄二君
谷畑	雄二君	土井	真樹君
土屋	正忠君	土井	真樹君
玉沢	徳一郎君	富岡	勉君
津島	雄二君	中野	秀直君
渡海	紀三朗君	中山	元君
渡海	紀三朗君	中山	太郎君
渡海	紀三朗君	長島	泰秀君
渡海	紀三朗君	永岡	桂子君
西村	康稔君	西村	康稔君
西本	勝子君	西川	京子君
西野	あきら君	西野	あきら君
根本	丘君	丹羽	秀樹君

野田	葉梨	萩山	早川	橋本	鴻山	康弘君	聖子君
森	盛山	望月	喜朗君	義夫君	正仁君	邦夫君	教嚴君
水野	松本	文明君	賢一君	洋一君	一郎君	忠孝君	岳君
三原	三ツ林	隆志君	朝彦君	宮下	一郎君	幹雄君	憲治君
松野	藤田	松浪健四郎君	信孝君	二田	孝治君	資麿君	義昭君
牧原	堀内	光雄君	耕輔君	古川	禎久君	隆司君	洋君
町村	古川	秀樹君	保利	康夫君	幹雄君	深谷	平口
松本	松本	文明君	堀内	康夫君	福岡	原田	原田
森	森	松本	松本	福岡	福田	原田	林
盛山	盛山	水野	水野	福田	福岡	原田	早川
望月	望月	宮澤	宮澤	福岡	福岡	原田	橋本
喜朗君	喜朗君	義夫君	義夫君	福岡	福岡	鴻山	葉梨

萩原	誠司君	野田	毅君
浜田	靖一君	馳	浩君
林田	彪君	潤君	
原田	令嗣君	平井	たくや君
平沢	勝栄君	廣津	素子君
福井	照君	福田	峰之君
藤井	勇治君	藤野	真紀子君
船田	元君	細田	圭司君
古屋		馬渡	博之君
船田		増原	義剛君
藤野		松島	みどり君
廣津		松浪	健太君
福井		松本	純君
平沢		松本	洋平君
森山	英介君	森	宮腰
森	敏充君	村田	宮路
茂木		武藤	和明君
武藤		吉隆君	光寛君
宮路		容治君	三ツ矢憲生君
和明君			御法川信英君

否とする議員の氏名	矢野 森山	安井潤一郎君	柳澤 隆司君
安住	吉野 泰明君	伯夫君	燐子君
池田	山口 康一君	山中 公一君	山内 拓君
元久君	山本 山本	山本 有二君	山本 貴盛君
平沼	吉野 正芳君	渡辺 涉君	吉野 具能君
丸谷	上田 勇君	赤松 啓一君	伊藤 篤君
古屋	江田 康幸君	坂口 武法君	佐藤 茂樹君
谷口	大口 善徳君	神崎 力君	高木 美智代君
高木	和史君	和史君	和史君
美智代君	順治君	茂之君	茂之君
和史君	範子君	佳織君	佳織君
和史君	和史君	和史君	和史君

谷津義男君
保岡卓治君
柳本明彦君
山崎俊一君
山口拓君
山本幸三君
山本ともひる君
吉田六左門君
吉田六左門君
与謝野馨君
西村敬悟君
高木隆義君
冬柴鐵三君
西村義博君
西村弘義君
西村知裕君
赤松知隆君
石川広隆君

市村浩一郎君	貴史君	石閥
内山	晃君	
小川	淳也君	
大島	太田	
小沢	和美君	銳仁君
奥村	金田	敦君
岡田	川端	達夫君
太田	吉良	州司君
太田	菊田真紀子君	
楠田	小平	忠正君
楠田	佐々木隆博君	
後藤	近藤	昭一君
後藤	下条	みつ君
斎君	階	猛君
斎君	未松	義規君
田島	仙谷	由人君
田島	田島	一成君
高木	田名部匡代君	
土肥	田村	謙治君
筒井	田村	
武正	公一君	
長島	信隆君	
長島	隆一君	
長安	正春君	
豊君	昭久君	

西村智奈美君	昭君子	博子君	仲野長妻	寺田中井	津村高山	田嶋高井	田中眞紀子君	田嶋康博君	鈴木克昌君	篠原孝君	神風竜三君	近藤洋介君	郡和子君	古賀一成君	玄葉光一郎君	北神圭朗君	川内加藤	菅直人君	岡本誠二君	大串博志君	逢坂一郎君	小沢幸男君	枝野哲人君	岩國健太君
--------	-----	-----	------	------	------	------	--------	-------	-------	------	-------	-------	------	-------	--------	-------	------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

野田	佳彦君
鉢呂	吉雄君
原口	一博君
平岡	秀夫君
福田	昭夫君
藤村	修君
細川	律夫君
馬淵	澄夫君
牧	義夫君
松野	賴久君
松本	大輔君
三谷	光男君
松本	龍君
三井	宗明君
森本	賢次君
山岡	正彦君
柚木	道義君
横山	北斗君
笠	浩史君
鷲尾英一郎君	
渡部	恒三君
石井	郁子君
穀田	恵二君
志位	和夫君
高橋千鶴子君	
阿部	知子君
重野	安正君
日森	文尋君
糸川	正晃君
滝	実君
横路	孝弘君
前田	雄吉君

日程第一 青少年総合対策推進法案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第一、青少年総合対策推進法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。青少年問題に関する特別委員長末松義規君。

青少年総合対策推進法案及び同報告書

〔末松義規君登壇〕

○末松義規君 特別委員長の末松義規でござりますす。

ただいま議題となりました法律案につきまして、青少年問題に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、青少年が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、青少年の健全な育成について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるほか、青少年が円滑に社会生活を営むことができるようにするための支援その他の施策を定めるとともに、青少年総合対策推進本部を設置すること等により、他

ることであります。

本案は、去る十五日本委員会に付託され、翌六日小渉國務大臣から提案理由の説明を聴取しました。

その後、十八日、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党の三会派共同提出により、本案の題名を子ども・若者育成支援推進法に改めました。

○議長(河野洋平君) 本号末尾に掲載

ともに、「青少年」という文言を「子ども・若者」という文言に変えて明確に位置づけ直すこと、本法による支援の対象を社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に拡大すること等を内容とする修正案が提出され、提出者から趣旨説明を聴取しました。次いで、原案及び修正案を一括して質疑を行い、質疑を終局し、採決いたしましたところ、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔末松義規君登壇〕

〔赤松正雄君報告書〕

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

本案は、市町村の区域外へ住所を移した場合においても住民基本台帳カードを引き続き利用することができるよう所要の手続を定め、また、外国人住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加え、住民票の記載事項等について所要の改正を行おうとするものであります。

本案は、去る四月二十七日本委員会に付託され、翌二十八日総務大臣から提案理由の説明を聴取した後、五月十二日及び昨日質疑を行い、本日質疑を終局いたしました。

次いで、本案に対し、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党の三会派共同により、政府原案において外国人住民に係る住民票を作成する対象者となつていいない仮放免者等について、引き続き行政上の便益を受けられるようにするとの觀

住民基本台帳法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 住民基本台帳法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務委員長赤松正雄君。

住民基本台帳法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔赤松正雄君登壇〕

〔末松義規君報告書〕

○赤松正雄君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、市町村の区域外へ住所を移した場合においても住民基本台帳カードを引き続き利用することができるよう所要の手續を定め、また、外国人住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加え、住民票の記載事項等について所要の改正を行おうとするものであります。

本案は、去る四月二十七日本委員会に付託され、翌二十八日総務大臣から提案理由の説明を聴取した後、五月十二日及び昨日質疑を行い、本日質疑を終局いたしました。

次いで、本案に対し、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党の三会派共同により、政府原案において外国人住民に係る住民票を作成する対象者となつていいない仮放免者等について、引き

点から、その者に係る記録の適正な管理のあり方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることを内容とする修正案が提出さ

なお、本案に対し附帯決議が付されまして、以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。
本案の委員長の報告は修正であります。本案を
委員長報告のとおり修正するに賛成の諸君の起立を
求めます。

○谷公一君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。
内閣提出、出入国管理及び難民認定法及び日本
国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者
等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する
等の法律案を議題とし、委員長の報告を求め、そ
の審議を進められることを望みます。

○議長(河野洋平君) 谷公一君の動議に御異議あ
りませんか。

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。
「異議なし」と呼ぶ者あり
よって、日程は追加されました。

官 報 (号 外)

号
出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律案 議員請暇の件 議長の報告

第三に、留学生の安定的な在留のため、在留資格留学と就学の区分をなくし、留学の在留資格に一本化することにより、留学生等の負担軽減等を図ることになります。

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、許可することに決まりました。

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いた

午後三時二分散会

出席國務大臣

總務大臣 佐藤 勉君
法務大臣 森 英介君
財務大臣 与謝野 馨君
厚生勞働大臣 小渕 優子君
國務大臣 一義君
國務大臣 金子

○議長の報告

一、昨十八日、次の法律の公布を奏上し、その旨
参議院に通知した。

正する法律 (常任委員辞任及び補欠選任)

(常任委員辞任及び補欠選任)

總務委員

辭任
田中 良生君
重野 安正君
小野 次郎君
補欠
保坂 展人君

官 報 (号 外)

青少年総合対策推進法

目次

- 第一章 総則(第一条～第六条)
第二章 青少年総合対策(第七条～第十四条)
第三章 青少年が自立した社会生活を営むこと
ができるようにするための支援(第十
五条～第二十二条)

- 第四章 青少年総合対策推進本部(第二十三
一条～第三十条)
第五章 罰則(第三十一条)
附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、青少年が次代の社会を担
い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基
礎をなすものであることにかんがみ、青少年の
健全な育成(以下「青少年育成」という。)につい
て、その基本理念、国及び地方公共団体の責務
並びに施策の基本となる事項を定めるほか、青
少年が自立した社会生活を営むことができるよ
うにするための支援その他の施策を定めること
もに、青少年総合対策推進本部を設置すること
等により、他の関係法律による施策と相まつ
て、総合的な青少年育成のための施策(以下「青
少年総合対策」という。)を推進することを目的
とする。

(基本理念)

第二条 青少年育成は、次に掲げる事項を基本理
念として行わなければならない。

一人一人の青少年が、健やかに成長し、社
会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人
としての自己を確立し、他者とともに次代の
社会を担うことができるようになることを目
指すこと。

二 家庭、学校、職域、地域その他の社会のあ
らゆる分野におけるすべての構成員が、青少
年育成において果たすべき役割に応じて、相
互に協力しながら一体的に取り組むこと。

三 青少年の発達段階、生活環境、特性その他
の状況に応じてその健やかな成長が図られる
よう、良好な社会環境の整備その他必要な配
慮を行うこと。

四 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保
護、雇用その他の各関連分野における知見を
総合して行うこと。

五 修学及び就業のいずれもしていない青少年
で、自立した社会生活を営むまでの困難を有
するものに対しては、その困難の内容及び程
度に応じ、自助の責任を踏まえつつ、必要な
支援を行うこと。

(国の責務)

第三条 国は、前条に定める基本理念(以下「基本
理念」という。)にのつとり、青少年総合対策を
策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのつとり、
青少年育成に関する事項
イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保
護、雇用その他の各関連分野における施策
に関する事項

(都道府県の責務)

二 青少年総合対策として行う施策に関する次
に掲げる事項
イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保
護、雇用その他の各関連分野における施策
に関する事項

(市町村の責務)

二 市町村は、青少年総合対策推進大綱(都道府
県青少年計画が作成されているときは、青少年
総合対策推進大綱及び都道府県青少年計画)を
勘案して、当該市町村の区域内における青少
年育成についての計画(以下この条において「都
道府県青少年計画」という。)を作成するよう努
めるものとする。

三 前号の施策を総合的に実施するために必要
な国・関係行政機関、地方公共団体及び民間
の団体の連携及び協力に関する事項

四 青少年育成に関する国民の理解の増進に関
する事項

五 青少年総合対策を推進するために必要な調
査研究に関する事項

六 青少年育成に関する国際的な協力に関する
事項

青少年の状況及び政府が講じた青少年総合対策
の実施の状況に関する報告を提出するととも
に、これを公表しなければならない。

第二章 青少年総合対策

(青少年総合対策の基本)

第七条 青少年総合対策は、基本理念にのつと
り、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接
な連携並びに民間の団体及び国民一般の理解と
協力の下に、関連分野における総合的な取組と
して行われなければならない。

(青少年総合対策推進大綱)

第八条 青少年総合対策推進本部は、青少年総合
対策の推進を図るために大綱(以下「青少年総合
対策推進大綱」という。)を作成しなければなら
ない。

第九条 都道府県は、青少年総合対策推進大綱を
勘案して、当該都道府県の区域内における青少
年育成についての計画(以下この条において「都
道府県青少年計画」という。)を作成するよう努
めるものとする。

第十条 国及び地方公共団体は、都道府県青少年計
画又は市町村青少年計画を作成したときは、遅滞
なく、これを公表しなければならない。これを
変更したときも、同様とする。

(国民の理解の増進等)

第十三条 国及び地方公共団体は、青少年育成に関
し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協
力を得るとともに、社会を構成する多様な主体

第六条 政府は、毎年、国会に、我が国における
年次報告

<p>の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うものとする。</p> <p>(社会環境の整備)</p> <p>第十一条 国及び地方公共団体は、青少年の健全な成長を阻害する行為の防止その他の青少年の健全な成長に資する良好な社会環境の整備について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(意見の反映)</p> <p>第十二条 国は、青少年総合対策の策定及び実施に関して、青少年を含めた国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(青少年総合相談センター)</p> <p>第十三条 地方公共団体は、青少年育成に関する地域住民からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点(第十九条第三項において「青少年総合相談センター」という。)としての機能を担う体制を、单独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。</p> <p>(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)</p> <p>第十四条 国は、青少年総合対策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間の団体が行う青少年の社会参加の促進その他の活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>第三章 青少年が自立した社会生活を営むことができるようにするための支援</p> <p>(関係機関等による支援)</p> <p>第十五条 国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財團法人、特定非営利活動促進法</p>	<p>(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であつて、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の青少年育成に関連する分野の事務に従事するもの(以下「関係機関等」という。)は、修学及び就業のいざれもしていない青少年で、自立した社会生活を営むまでの困難を有するもの(満十五歳に達した日以後の最初の三月三十一日を経過した者に限る。)に対する次に掲げる支援(以下単に「支援」という。)を行うよう努めるものとする。</p>
<p>一 相互に連携を図るとともに、前条に規定する青少年を必要に応じて速やかに適切な関係機関等に誘導すること。</p>	<p>三 関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること。</p> <p>(人材の養成等)</p>
<p>二 調整機関は、協議会に關する事務を総括すること。</p> <p>四 医療及び療養を受けることを助けること。</p> <p>五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、自立した社会生活を営むことができるようにするための援助を行うこと。</p> <p>(関係機関等の責務)</p>	<p>(青少年自立支援地域協議会)</p> <p>第十八条 地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される青少年自立支援地域協議会(以下「協議会」という。)を置くよう努めるものとする。</p> <p>二 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。</p> <p>(協議会の事務等)</p>
<p>三 関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること。</p> <p>(人材の養成等)</p> <p>第十七条 国及び地方公共団体は、支援が適切に行われるよう、必要な知見を有する人材の養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>二 調整機関は、協議会に關する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関等が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行ふものとする。</p> <p>(秘密保持義務)</p> <p>二十一條 協議会の事務(調整機関としての事務を含む。以下この条において同じ。)に従事する者は又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p> <p>(協議会の定める事項)</p> <p>第二十二条 第十八条から前条までに定めるもの(ほか、協議会の組織及び運営に關して必要な事項は、協議会が定める。</p> <p>二 協議会を構成する関係機関等(以下「構成機関等」という。)は、前項の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。</p> <p>三 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に關し他の構成機関等から要請があつた場合において必要があると認めるときは、構成機関等(構成機関等に該当しない青少年総合相談センターとしての機能を担う者を含む。)に対し、支援の対象となる青少年に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。</p> <p>(設置)</p> <p>二十三條 内閣府に、特別の機関として、青少年総合対策推進本部(以下「本部」という。)を置く。</p> <p>(所掌事務等)</p> <p>二十四條 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 青少年総合対策推進大綱を作成し、及びその実施を推進すること。</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、青少年育成に關</p>	<p>(青少年自立支援調整機関)</p> <p>第二十条 協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから一の機関又は団体を限り、青少年自立支援調整機関(次項及び次条において「調整機関」という。)として指定することができる。</p>

する重要な事項について審議すること。

三 前二号に掲げるもののほか、他の法令の規定により本部に属させられた事務

2 本部は、前項第一号に掲げる事務を遂行するため、必要に応じ、地方公共団体又は協議会の意見を聽ぐものとする。

(組織)

第二十五条 本部は、青少年総合対策推進本部長、青少年総合対策推進副本部長及び青少年総合対策推進本部員をもつて組織する。

(青少年総合対策推進本部長)

第二十六条 本部の長は、青少年総合対策推進本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもつて充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(青少年総合対策推進副本部長)

第二十七条 本部に、青少年総合対策推進副本部長(以下「副本部長」という。)を置き、内閣官房長官並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十四号に掲げる事項に関する事務及びこれに関連する同条第三項に規定する事務を掌理するものをもつて充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。
(青少年総合対策推進副本部長)
第二十八条 本部に、青少年総合対策推進本部員(次項において「本部員」という。)を置く。

2 本部員は、次に掲げる者をもつて充てる。
一 國家公安委員会委員長
二 総務大臣

三 法務大臣

四 文部科学大臣

五 厚生労働大臣

六 経済産業大臣

七 前各号に掲げるもののほか、本部長及び副本部長以外の國務大臣のうちから、内閣總理大臣が指定する者

(資料提出の要求等)

第二十九条 本部は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者とができる。

(政令への委任)

第三十条 第二十三条から前条までに定めるものほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(第五章 執則)

第三十一条 第二十二条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(附 則)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について

て検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部改正正)

第三条 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成二十年法律第七十九号)の一部を次のようにより改正する。

目次中「インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議等」を「基本計画」に改めることとする。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 基本計画

第八条から第十二条までを次のように改める。

第八条から第十二条まで 削除

第十二条の見出しを削り、同条第一項中「会議」を「青少年総合対策推進法(平成二十一年法律第十九号)第二十三条に規定する青少年総合対策推進本部(第三項において「本部」という。)」に、「定めなければならない」を「定め、及びその実施を推進するものとする」に改め、同条第三項中「会議」を「本部」に改める。

第四条第三項第二十六条の二の次に次の二号を加える。

二十六の三 青少年総合対策推進法(平成二十一年法律第十九号)第八条第一項に規定する青少年総合対策推進大綱の作成及び推進のこと。

第四条第三項第二十七号中「前号」を「前二号」に改める。

第五条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

(内閣府設置法の一部改正)

第四条第三項第二十六条の二の次に次の二号を加える。

二十六の三 青少年総合対策推進法(平成二十一年法律第十九号)第八条第一項に規定する青少年総合対策推進大綱の作成及び推進のこと。

第四条第三項第二十七号中「前号」を「前二号」に改める。

イントーネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議

青少年が安全に安心してインターネットを利用する環境の整備等に関する法律

に改める。

青少年総合対策推進法

に改める。

青少年総合対策推進本部

青少年総合対策推進本部

別紙

青少年総合対策推進法案に対する附帯決議
政府は、本法の施行に当たり、次の事項について
適切な措置を講ずるべきである。

右
国会に提出する。
平成二十二年

内閣総理大臣 麻生 太郎

住民基本台帳法の一部を改正する法律案

地方公共団体において、子ども・若者総合相談センターの機能を担う体制の確保及び子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援が効果的に実施できるよう、法律の趣旨・内容を周知徹底するとともに、

に、全国においてあまねく子ども・若者育成支援のための体制が整備されるよう努めること。

行っていない地方公共団体及び子ども・若者支援地域協議会を設置していない地方公共団体に對しては、自ら指定支援機関としての役割を担うこともできるよう、他の地方公共団体における先進的な取組事例や当該地方公共団体の区域外で活動するNPO等民間団体についての情報提供、協議会の設置や指定支援機関の指定による支援の必要性等についての助言、及び国を行う研修事業への参加呼びかけや相談への的確な対応等の援助を行うこと。

一 指定支援機関に対する情報の提供その他の必要な援助を行うに当たっては、財政上の措置について十分留意すること。

住民基本台帳法の一部を改正する法律
住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）
の一部を次のように改正する。
目次中「第五章 雜則（第三十一条—第四十
一条）」を「第四章の三 外国人住民に関する特例等
第五章 雜則 第三十一条—第四十一条」に改める。
第三十条の四十五—第三十条の五十一）に改める。
第五条中「に規定する」を「及び第三十条の四十
五の規定により記載をすべきものとされる」に改
める。

め、「であつて、当該届出に係る書面に政令で定める事項が付記されたもの」を削り、「であつて、総務省令で定めるところにより、その者の住民基本台帳カードを添え行わるもの」をいう。以下この条を「を」という。以下この条及び第三十条の十四第五項に改め、同条第二項中「世帯主に関する付記転出届」を「世帯主に関する転出届」に、「世帯員に関する付記転出届」を「転出届」に改め、「住民基本台帳カードの交付を受けていない世帯員が行う前条の規定による届出であつて、当該届出に係る書面に政令で定める事項が付記されたものをいう。以下この条において同じ。」を削り、同条第三項中「に係る付記転出届」を「に係る転出届」に、「世帯員に関する付記転出届」を「転出届」に改める。

第二十五条中「第二十二条から第二十四条まで」を「第二十二条第一項及び第二十三条」に改める。

第三十六条中「この法律」を「この章又は第四章

市町村長」という。)を加え、「及び住民票コード」を削り、「が記録された」を「(以下この条において)「カード記載事項」という。)が記載され、かつ、当該住民票に記載された住民票コードが記録された半導体集積回路(半導体集積回路の回路配位に関する法律(昭和六十年法律第四十三号))第二条第一項に規定する半導体集積回路をいう。)が組み込まれたに改め、同条第二項中「その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長を「住所地市町村長」に改め、同条第三項中「市町村長」を「住所地市町村長」に改め、同条第八項同条第十二項とし、同条第七項中「もののはか」の下に「住民基本台帳カードの有効期間」を加え、「及び第二項の交付申請書に記載した事項につき異動があつた場合及び「に関する事項」を削り、同項を同条第十一項とし、同条第六項中「転出をする場合その他」を「当該住民基本台帳カードの有効期間が満了した場合その他」に、「当該住民票は今後又

4 第十九条に次の一項を加える。
第十九条に次の二項を加える。
第一項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、住所地の市町村長の使用による電子計算機から電気通信回線を通じて相手方に送信する場合に、本籍地の市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによって行うものとする。ただし、総務省令で定める場合には、この限りでない。

の三に改める。
第二十七条第一項中「この法律」を「この章又は第四章の三」に改め、同条第二項中「第二十二条から第三十四条まで及び第二十五条」を「この章又は第四章の三」に改める。
第二十八条中「この法律」を「この章又は第四章の三」に、「附記する」を「付記する」に改める。
第二十八条の二及び第二十八条の三中「この法律」を「この章又は第四章の三」に改める。
第二十九条及び第二十九条の一中「この法律」を

民基本台帳カードを交付した市町村長」を「住所地市町村長」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項中「当該住民基本台帳カードを交付した市町村長」を「住所地市町村長」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9 住民基本台帳カードは、住民基本台帳カードの有効期間が満了した場合その他政令で定める場合には、その効力を失う。

第三十条の四十四第四項の次に次の三項を加え

第二十一条中「この章」の下に「及び第四章の三」を加え、「行なう」を「行う」に改める。
第二十二条第一項中「この条」の下に「及び第三十条の四十六」を加える。

「」の章又は第四章の三に、「附記する」を「付記する」に改める。

5 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、最初の転入届をする場合には、当該最初の転入届と同時に、当該住民基本台帳カードを市町村長に提出しなければならない。

改め、同条第一項中「付記転出届」を「転出届」に改

中「市町村長」の下に「(以下この条において「住所

を受けた市町村長は、当該住民基本台帳カード

について、カード記載事項の変更その他当該市町村において当該住民基本台帳カードの適切な利用を確保するために必要な措置を講じ、これを返還しなければならない。

7 第五項の場合を除くほか、住民基本台帳カードの交付を受けている者は、カード記載事項に変更があつたときは、その変更があつた日から十四日以内に、その旨を住所地市町村長に届け出で、当該住民基本台帳カードに変更に係る事項の記載を受けなければならない。

第四章の二の次の一章を加える。

(外国人住民に係る住民票の記載事項の特例)

第三十条の四十五 日本の国籍を有しない者のう

ち次の表の上欄に掲げるものであつて市町村の区域内に住所を有するもの(以下「外国人住民」という。)に係る住民票には、第七条の規定にかかわらず、同条各号(第五号、第六号及び第九号を除く。)に掲げる事項、国籍等(国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号。以下この章において「入管法」という。)第二条第五号ロに規定する地域をいう。以下同じ。)、外国人住民となつた年月日(外国人住民が同表の上欄に掲げる者となつた年月日又は住民となつた年月日のうち、いずれか遅い年月日をいう。以下同じ。)及び同表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項について記載をする。

(中長期在留者等が住所を定めた場合の転入届の特例)

第三十条の四十六 前条の表の上欄に掲げる者(出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者を除く。以下この条及び次条において「中長期在留者等」という。)が国外から転入をした場合(これに準ずる場合として総務省令で定める場合を含む。)には、当該中長期在留者等、第二十二条の規定にかかる転入をした日から十四日以内に、同条第一項第一号、第二号及び第五号に掲げる事項、出生の年月日、男女の別、国籍等、外国人住民となつた年月日並びに同表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。この場合においては、前条後段の規定を準用する。

(外国人住民の世帯主との続柄の変更の届出)

第三十条の四十八 第二十二条第一項、第二十三条、第二十五条及び前二条の場合を除くほか、

世帯主でない外国人住民であつてその世帯主(外国人住民であるものに限る。)との続柄に変更があつたものは、その変更があつた日から十四日以内に、世帯主との続柄を証する文書を添えて、その氏名、世帯主との続柄及び変更がある限りでない。

第三十条の四十九 世帯主でない外国人住民であつてその世帯主が外国人住民であるものは、第

中長期在留者(入管法第十九条の三に規定する中長期在留者をいう。以下この表において同じ。)	一 中長期在留者である旨 二 入管法第十九条の三に規定する在留カード(総務省令で定める場合にあつては、総務省令で定める書類)に記載されている在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日並びに在留カードの番号
特別永住者(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別永住者(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別永住者をいう。以下この表及び次条に定める特別永住者をいう。以下この表において同じ。))	一 特別永住者である旨 二 入管特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書に記載されている特別永住者証明書の番号
一時庇護許可者(入管法第十八条の二第一項の許可を受けた者をいう。以下この表及び次条において同じ。)又は仮滞在許可者(入管法第六十一条の二の四第一項の許可を受けた者をいう。以下この表において同じ。)	一 一時庇護許可者又は仮滞在許可者である旨 二 入管法第十八条の二第四項に規定する上陸期間又は入管法第六十一条の二の四第二項に規定する仮滞在許可書に記載されてい

る仮滞在期間

第三十条の四十七 日本の国籍を有しない者(第三十条の四十五の表の上欄に掲げる者を除く。)

第三十条の四十九 世帯主でない外国人住民であつてその世帯主が外国人住民であるものは、第

官報(号外)

二十二条第一項、第二十三条、第二十五条、第三十条の四十六又は第三十条の四十七の規定による届出をするときは、世帯主との続柄を証する文書を添えて、これらの規定に規定する届出をしなければならない。ただし、政令で定める場合にあつては、この限りでない。

(外国人住民に係る住民票の記載の修正等のための法務大臣からの通知)

第三十条の五十 法務大臣は、入管法及び入管特例法に定める事務を管理し、又は執行するに当たつて、外国人住民についての第七条第一号か

ら第三号までに掲げる事項、国籍等又は第三十条の四十五の表の下欄に掲げる事項に変更があつたこと又は誤りがあることを知つたときは、遅滞なく、その旨を当該外国人住民が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に通知しなければならない。

(外国人住民についての適用の特例)

第三十条の五十一 外国人住民に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二条第五項	、第五号及び第九号から第十四号まで
第十二条の二	第十二号まで及び第十四号
第二項	及び第十号から第十四号までに掲げる事項、第三十条の四十五に規定する国籍等並びに同条の表の下欄
第十二条の二	第四号まで、第七号、第八号、第十号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項、第三十条の四十五に規定する国籍等及び外国人住民となつた年月日並びに同条の表の下欄
第四項	第十号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項、第三十条の四十五に規定する国籍等並びに同条の表の下欄
第十二条の三	、第七号及び第八号に掲げる事項並びに第三十条の四十五に規定する外国人住民となつた年月日
第一項	第七条第五号、第九号から第十二号まで及び第十四号
第十二条の四	事項
第一項	事項、第三十条の四十五に規定する国籍等並びに同条の表の下欄に掲げる事
第四項	項

第三十四条第一項及び第二項中「に規定する」を「及び第三十条の四十五の規定により記載をすべきものとされる」に改める。

第三十九条中「有しない者」の下に「のうち第三十条の四十五の表の上欄に掲げる者以外のもの」を加える。

第四十七条第二号中「第十二条の三まで」の下に「(これらの規定を第三十条の五十一の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を「第十二条の四」の下に「(第三十条の五十一の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加える。

第五十三条第一項中「又は第二十五条」を「第三十条の四十六から第三十条の四十八まで」に改める。

第五十三条又は第三十条の四十六から第三十条の四十八までに改め、「第二十四条の二第一項若しくは第二項又は」を削り、「同条第二項中「又は第二十五条」を、「第二十五条又は第三十条の四十六から第三十条の四十八まで」に改める。

第三十条の四十八までに改め、「第二十四条の二第一項若しくは第二項又は」を削り、「同条第二項中「又は第二十五条」を、「第二十五条又は第三十条の四十六から第三十条の四十八まで」に改める。

第三十条の四十五の表の下欄に掲げる事項に変更をする。ただし、政令で定める場合にあつては、この限りでない。

(外国人住民についての適用の特例)

第三十条の五十一 外国人住民に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項	第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
第二項	一 目次の改正規定、第五条及び第八条の改正規定、第十九条に一項を加える改正規定、第二十一条、第二十二条第一項、第二十六条、第二十七条第一項及び第二項並びに第二十八条から第三十条までの改正規定、第四章の二の次に一章を加える改正規定、第三十四条第一項及び第二項、第三十九条並びに第四十七
第三項	二 附則第三条の規定 この法律の公布の日又は入管法等改正法の公布の日のいずれか遅い日
第四項	三 附則第三条の規定 この法律による改正後の住民基本台帳法(以下「新法」という。)第二十四条の二及び第三十条の四十四第五項から第十一項までの規定は、この法律の施行の日以後に同条第三項の規定により同条第一項に規定する住民基本台帳カード(以下この項において「住基カード」といいう。)の交付を受ける者及びこの法律の施行の際現に条例利用住基カード(この法律による改正前の住民基本台帳法第三十条の四十四第八項の規定による利用が行われている住基カードをい

定(同条第一項の改正規定(「第二十四条の二第一項若しくは第二項又は」を削る部分に限る。)を除く。)並びに別表第一の四十の項の改正規定並びに次条第二項及び第三項、附則第四条から第十条まで及び第十三条から第二十条までの規定、附則第二十一条の規定(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)別表住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の項の改正規定(「及び第三十条の三第一項」を「第三十条の三第三項及び第三十条の四十六から第三十条の四十八まで」に改める部

分に限る。)に改め、「第三十条の三第三項及び第三十条の四十六から第三十条の四十八まで」に改める部

規定 出入国管理及び難民認定法及び日本国民との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第百九号)を削る。

二 附則第三条の規定 この法律の公布の日又は入管法等改正法の公布の日のいずれか遅い日

三 附則第三条の規定 この法律による改正後の住民基本台帳法(以下「新法」という。)第二十四条の二及び第三十条の四十四第五項から第十一項までの規定は、この法律の施行の日以後に同条第三項の規定により同条第一項に規定する住民基本台帳

う。以下この項において同じ。)以外の住基カードの交付を受けている者について適用し、この法律の施行の際現に条例利用住基カードの交付を受けている者については、なお従前の例による。

2 新法第二十二条及び第三十条の四十六の規定は、新法第三十条の四十五に規定する外国人住民(以下「外国人住民」という。)が前条第一号に定める日(以下「第一号施行日」という。)以後に新法第二十二条第一項に規定する転入をした場合について適用する。

3 新法第三十条の四十七の規定は、外国人住民が第一号施行日以後に新法第三十条の四十六に規定する中長期在留者等になつた場合について適用する。

(号外)

官 報

第三条 市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)は、附則第一条第二号に定める日から第一号施行日の前日までの範囲内において政令で定める日(以下この条において「基準日」という。)現在において次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者につき、基準日後速やかに、個人を単位として、新法第七条第一号から第四号まで、第七号、第八号、第十号から第十一号の二まで及び第十四号に掲げる事項、国籍等(新法第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下同じ。)並びに新法第三十条の四十五の表の上欄に掲げる事項を記載した仮住民票を作成しなければならない。

一 当該市町村(特別区を含む。以下同じ。)の外国人登録原票(外国人登録法(昭和二十七年法律第二百二十五号)第四条第一項に規定する

外国人登録原票をいう。以下この条において同じ。)に登録されていること。

二 第一号施行日において当該市町村の外国人住民に該当する者であると見込まれること。

2 市町村長は、基準日後第一号施行日の前日までの間に、前項各号に掲げる要件のいずれにも該当することとなつた者につき、同項に規定する仮住民票(以下「仮住民票」という。)を作成することができる。

3 仮住民票の記載は、外国人登録原票、新法第七条第十号から第十一号の二までに規定する国民健康保険の被保険者の資格、後期高齢者医療の被保険者の資格、介護保険の被保険者の資格、国民年金の被保険者の資格及び児童手当の支給を受けている者の受給資格に関する記録並びに次項の規定により法務大臣から提供を受けた情報に基づき行うものとする。

4 法務大臣は、市町村長から仮住民票の作成に關し求めがあつたときは、新法第七条第一号から第三号までに掲げる事項、国籍等又は新法第三十条の四十五の表の下欄に掲げる事項に関する情報を提供するものとする。

5 市町村長は、第一項又は第二項の規定により仮住民票を作成したときは、その作成の対象とされた者に対し、直ちに、その者に係る仮住民票の記載事項を通知しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、仮住民票の記載、消除又は記載の修正その他の仮住民票に關し必要な事項は、政令で定める。

第四条 前条の規定により作成した仮住民票は、第一号施行日において、住民票になるものとす

る。

2 市町村長は、前項の住民票に係るものとす

と同一の世帯に属する日本の国籍を有する者の

第六条 附則第四条第一項の住民票又は前条の規

住民票について、同項の住民票が作成されたことに伴い新法第七条第四号に掲げる事項に変更が生じたときは、第一号施行日において記載の修正をしなければならない。

3 新法第六条第二項の規定により世帯を単位とする住民票を作成している市町村長は、外国人住民及び日本の国籍を有する者が属する世帯については、同条第一項及び第二項の規定にかかるわらず、第一号施行日以後世帯を単位とする住民票に外国人住民の記載をするために必要な期間に限り、個人を単位とする第一項の住民票と世帯を単位とする日本の国籍を有する者に係る住民票を世帯ごとに編成して、住民基本台帳を作成することをもつて、世帯を単位とする住民票の作成に代えることができる。

第五条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に外国人住民である者(第一号施行日の前日までに第一号施行日における住所地の市町村長から附則第三条第五項の規定による通知を受けた者であつて、総務省令で定めるものを除く。)は、第一号施行日から十四日以内に、新法第二十二条第一項第一号、第二号及び第五号に掲げる事項、出生の年月日、男女の別、国籍等並びに新法第三十条の四十五の表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。この場合においては、新法第三十条の四十六後段の規定を準用する。

第六条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七条)第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対する附則第三条から第五条までの規定の適用については、区を市と、区長を市長とみなす。(外国人住民についての本人確認情報の利用等に關する規定の適用の特例)

第七条 外国人住民については、第一号施行日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日までは、新法第十二条の四、第二十条の二、第四章の二及び第三十条の四十五

定の適用を受ける外国人住民に係る住民票については、新法第三十条の四十五の規定にかかるわらず、外国人住民となつた年月日(同条に規定する外国人住民となつた年月日をいう。)に代えて、第一号施行日を記載するものとする。

第七条 入管法等改正法附則第十五条第一項の規定により在留カード(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する在留カードをいう。以下この条において同じ。)とみなされている外国人登録証明書(入管法等改正法第四条の規定による廃止前

の外国人登録法に規定する外国人登録証明書をいう。以下この条において同じ。)又は入管法等改正法附則第二十八条第一項の規定により特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七条第一項に規定する特別永住者証明書をいう。以下この条において同じ。)とみなされている外国人登録証明書は、それぞれ在留カード又は特別永住者証明書とみなして、新法第四章の三及び第六章の規定並びに附則第五条第一項後段において準用する新法第三十条の四十六後段の規定を適用する。

ビスを適切に享受できるよう万全の措置を講ずること。

二 仮住民票の作成を含む外国人住民の住民基本台帳への記録関係事務を行うに当たっては、関係事務の委託先等を含め、データ保護とコンピュータ・セキュリティ対策の徹底、情報管理に係る責任体制の明確化等、個人情報保護に万全を期すること。

三 他の市町村への転入後における住民基本台帳カードの継続利用を可能とするに当たっては、個人情報保護に齟齬が生ずることのないよう慎重な配慮を行うこと。

四 住民基本台帳ネットワークシステム等のシステム改修に要する費用や、仮住民票の作成に要する費用等、本法施行に伴い地方公共団体に発生する経費について適切な財政措置を講ずるとともに、新たな在留管理制度の実施に要する経費については、地方公共団体に負担を求めないこと。

五 外国人住民に係る行政が質、量ともに大きく変化していることを踏まえ、政府における総合調整機能の整備を図るとともに、本法施行に係るものを含め、地方公共団体に対する財政措置の拡充強化に努めること。

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律案

右国会に提出する。

平成二十一年三月六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律

(出入国管理及び難民認定法の一部改正)

第一条 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「・第五条」を「一第五条の二」に改める。

第二条の二第一項中「取得に係る在留資格」の号イ若しくはロ又は第二号イ若しくはロの区分を含む。以下同じ。」を加え、同条第二項中「在

留資格は、別表第一」の下に「の上欄(技能実習の下欄に掲げる第一号イ若しくはロ又は第二号イ若しくはロの区分を含む。以下同じ。」を加える。

第二章第二節中第五条の次に次の二条を加える。

第二条の二第一項のいずれかに該当する場合は、同条第二項中「該当する」の下に「者である。以下同じ。」を加える。

第十九条の見出しを「(活動の範囲)」に改め、同条第八項中「該当する」の下に「者である。以下同じ。」を加える。

第十九条第一項各号のいずれかに該当する場合は、同条第二項中「該当する」の下に「者である。以下同じ。」を加える。

第二十一条の二 技能実習の在留資格(別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号イ又はロに係るものに限る。)への変更は、前条第一項の規定にかかるわらず、技能実習の在留資格(同表の技能実習の項の下欄第一号イ又はロに係るものに限る。)をもつて本邦に在留して

いた外国人でなければ受けることができない。

2 法務大臣は、前項の法務省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長

第五条の二 法務大臣は、外国人について、前条第一項第四号、第五号、第七号、第九号又は第九号の二に該当する特定の事由がある場合であっても、当該外国人に第二十六条第一

項の規定により再入国の許可を与えた場合その他の法務省令で定める場合において、相当認めることは、法務省令で定めるところにより、当該事由のみによつては上陸を拒否しないこととすることができる。

第七条第一項第二号中「活動」の下に「の表

の技能実習の項の下欄第二号に掲げる活動を除く。」を加え、同条に次の二条を加える。

第二十条第一項中「第三項まで」の下に「及び次条」を「変更」の下に「技能実習の在留資格(別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号イ又はロに係るものに限る。)を有する者について、法務大臣が指定する本邦の公私機関の変更を含み、」を加え、同条に次の二条を加える。

5 第二項の規定による申請があつた場合(三十日以下の在留期間を決定している者から申請があつた場合を除く。)において、その申請の時に当該外国人が有する在留資格に伴う在留期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないとときは、当該外国人は、その在留期間の満了後も、当該処分がされる日又は従前の在留期間の満了の日から二月を経過する日のいずれか早い日までの間は、引き続ぎ当該在留資格をもつて本邦に在留することができる。

第二十一条の二 第二十一條第三項中「前項の」の下に「規定による」を加え、同条第四項を次のように改め

(号)外

4 第二十二条第四項の規定は前項の規定による許可をする場合に、同条第五項の規定は第二項の規定による申請があつた場合に、それぞれ準用する。この場合において、同条第四項中「新たな在留資格及び在留期間を記載させ、「とあるのは「新たな在留期間を記載させ、「と、「新たな在留資格及び在留期間を記載した」とあるのは「在留資格及び在留期間を記載した」と、「新たな在留資格及び在留期間を記載させる」とあるのは「新たな在留期間を記載させる」と読み替えるものとする。

第二十三条の見出しを「旅券等の携帯及び提示」に改め、同条第一項中「又は仮上陸許可書、乗員上陸許可書、緊急上陸許可書、遭難による上陸許可書、一時庇護許可書若しくは仮滞在許可書を(次の各号に掲げる者にあつては、当該各号に定める文書)に改め、同項に次の各号を加える。

一 仮上陸の許可を受けた者 仮上陸許可書
二 乗員上陸の許可を受けた者 乗員上陸許可書及び旅券又は乗員手帳
三 緊急上陸の許可を受けた者 緊急上陸許可書
四 遭難による上陸の許可を受けた者 遭難による上陸許可書

五 一時庇護のための上陸の許可を受けた者 一時庇護許可書

六 仮滞在の許可を受けた者 仮滞在許可書

第二十三条第二項中「当り、同項の旅券又は許可書の呈示」を「当たり、同項に規定する旅券、乗員手帳又は許可書(以下この条において「旅券等」という)の提示」に、「呈示しなければ」を「提示しなければ」に改め、同条第三項中

「第一項の旅券又は許可書の呈示」を「旅券等の提示に、「呈示しなければ」を「提示しなければ」に改める。

第二十四条第三号中「この章の」を削り、

「又は」を「、若しくは」に、「譲渡し、貸与をした者」を「若しくは提供し、又はこれらの行為を唆し、若しくはこれを助けた者」に改め、

同条第三号の三の次に次の一号を加える。

三の四 次のイからハまでに掲げるいずれかの行為を行い、唆し、又はこれを助けた者

イ 事業活動に関し、外国人に不法就労活動又は第七十条第一項第一号から第三号

の二まで、第五号、第七号、第七号の二若しくは第八号の二から第八号の四までに掲げる者が行う活動であつて報酬その他収入を伴うものをいう。(以下同じ。)

ロ 外国人に不法就労活動をさせるためにこれを自己の支配下に置くこと。

ハ 業として、外国人に不法就労活動をさせる行為又はロに規定する行為に關しあつせんすること。

二 拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約に掲げる者が行う活動その他の収入を伴うものをいう。(以下同じ。)

三 強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約第十六条第一項に規定する国

第五十九条第三項中「定める施設」の下に「(第六十一条の七の六において「出国待機施設」という。)を加える。

第六十一条の二の二第一項第三号及び第六十二条第一項第五号中「第二十四条第三号の下に「から第三号の四まで」を加える。

第六十二条第一項中「收容場に」を「收容場(以下「入国者收容所等」という。)に、「入

國者收容所又は收容場の」を「入国者收容所等の」に改め、同号ヘを次のように改める。

ヘ 次の(1)又は(2)に掲げる者のいずれかに該当するもの

(1) 第七十三条の罪により禁錮以上の刑

に処せられた者

(2) 外国人登録に関する法令の規定に違反して禁錮以上の刑に処せられた者。

ただし、執行猶予の言渡しを受けた者を除く。

第二十四条の三第二号中「第二十四条第三号」の下に「から第三号の四まで」を加える。

第五十三条第三項を次のように改める。

3 前二項の国には、次に掲げる国を含まないものとする。

2 委員会は、入国者收容所等の適正な運営に資するため、法務省令で定める担当区域内に

ある入国者收容所等を視察し、その運営に関する意見を述べるものとする。

1 難民条約第三十三条第一項に規定する領域の属する国(法務大臣が日本国の利益又は公安を著しく害すると認める場合を除く。)

3 前二項の国には、次に掲げる国を含まないものとする。

2 委員会は、入国者收容所等の適正な運営に資するため、法務省令で定める担当区域内に

ある入国者收容所等を視察し、その運営に関する意見を述べるものとする。

1 委員会は、委員十人以内で組織する。

2 委員は、人格識見が高く、かつ、入国者收容所等の運営の改善向上に熱意を有する者の中から、法務大臣が任命する。

3 委員の任期は、一年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、非常勤とする。

5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に關し必要な事項は、法務省令で定める。

(委員会に対する情報の提供及び委員の視察等)

第六十一条の七の四 入国者收容所長等は、入

國者收容所等の運営の状況について、法務省

令で定めるところにより、定期的に、又は必

要に応じて、委員会に対し、情報を提供するものとする。

五項中「入国者收容所長又は地方入国管理局長」を「入国者收容所長等」に、「入国者收容所又は收容場」を「入国者收容所等」に、「検閲し」を「検査し」に改め、同条の次に次の五条を加える。

(入国者收容所等視察委員会)

第六十一条の七の二 法務省令で定める入国管理局署に、入国者收容所等視察委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、入国者收容所等の適正な運営に資するため、法務省令で定める担当区域内に

ある入国者收容所等を視察し、その運営に関する意見を述べるものとする。

3 前二項の国には、次に掲げる国を含まないものとする。

2 委員会は、入国者收容所等の適正な運営に資するため、法務省令で定める担当区域内に

ある入国者收容所等を視察し、その運営に関する意見を述べるものとする。

1 委員会は、委員十人以内で組織する。

2 委員は、人格識見が高く、かつ、入国者收容所等の運営の改善向上に熱意を有する者の中から、法務大臣が任命する。

3 委員の任期は、一年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、非常勤とする。

5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に關し必要な事項は、法務省令で定める。

(委員会に対する情報の提供及び委員の視察等)

第六十一条の七の四 入国者收容所長等は、入

國者收容所等の運営の状況について、法務省令で定めるところにより、定期的に、又は必要に応じて、委員会に対し、情報を提供するものとする。

2 委員会は、入国者收容所等の運営の状況を

条の二第一項の規定により再入国の許可を受けたものとみなされる者を含む。以下同じ。」を加え、「第六十二条の二の十二の規定による」を「第六十二条の二の十二第一項の規定により」に改める。

第七条第一項中「許可を受け」を「許可を受けている者」に、「所持して上陸する外国人」を「所持している者」に改める。

第九条第三項ただし書中「受けた」を「受けた者に、「所持して上陸するもの」を「所持している者」に改め、同条第七項第一号中「受けたことを受けている者」に改め、「所持している者に、「所持して上陸するもの」を「所持している者」に改める。

第四章第一節中第十九条の前に次の款名を付する。

第一款 在留

(号外)

官報

第十九条の四 在留カードの記載事項は、次に掲げる事項とする。
一 氏名、生年月日、性別及び国籍の属する

国又は第二条第五号口に規定する地域
二 住居地(本邦における主たる住居の所在地をいう。以下同じ。)
三 在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日
四 許可の種類及び年月日
五 在留カードの番号、交付年月日及び有効期間の満了の日
六 就労制限の有無
七 第十九条第二項の規定による許可を受けているときは、その旨
八 在留カードには、法務省令で定めるところにより、中長期在留者の写真を表示するものとする。この場合において、法務大臣は、第六条第三項の規定その他法務省令で定める法令の規定により当該中長期在留者から提供された写真を利用ることができる。

第一款 在留中の活動
第十九条の二の次に次の二款を加える。
第一款 中長期の在留
(中長期在留者)

第十九条の三 法務大臣は、本邦に在留資格をもつて在留する外国人のうち、次に掲げる者以外の者(以下「中長期在留者」という。)に対し、在留カードを交付するものとする。
一 三月以下の在留期間が決定された者
二 短期滞在の在留資格が決定された者
三 外交又は公用の在留資格が決定された者
四 前三号に準ずる者として法務省令で定めるもの

第十九条の四 在留カードの記載事項は、次に掲げる事項とする。
一 氏名、生年月日、性別及び国籍の属する

第十九条の五 在留カードの有効期間は、その交付を受ける中長期在留者に係る次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日が経過するまでの期間とする。
一 永住者(次号に掲げる者を除く。) 在留

する日

二 永住者であつて、在留カードの交付の日における十六歳に満たない者(第十九条の十一第一項において準用する第十九条の十第二項の規定により在留カードの交付を受ける者を除く。第四号において同じ。)十六歳の誕生日(当該外国人の誕生日が二月二十九日であるときは、当該外国人のうるう年以外の年における誕生日は二月二十八日であるものとみなす。以下同じ。)
三 永住者以外の者(次号に掲げる者を除く。) 在留期間の満了の日
四 永住者以外の者であつて、在留カードの交付の日に十六歳に満たない者 在留期間の満了の日又は十六歳の誕生日のいずれか早い日
五 在留カードの有効期間が在留期間の満了の日が経過するまでの期間となる場合において、当該在留カードの交付を受けた中長期在留者が、第二十条第五項(第二十一条第四項において準用する場合を含む。以下この項、第二十四条第四号口及び第二十六条第四項において同じ。)の規定により、在留期間の満了後も引き続き本邦に在留することができることとなる場合は、第二十条第五項の規定により在留することができる期間の末日が経過するまでの期間とする。
(新規上陸に伴う在留カードの交付)

第十九条の六 法務大臣は、入国審査官に、前章第一節は第二節の規定による上陸許可の証印又は許可(在留資格の決定を伴うものに限る。)を受けて中長期在留者となつた者に対し、法務省令で定めるところにより、在留

カードを交付させるものとする。
(新規上陸後の住居地届出)

第十九条の七 前条に規定する中長期在留者は、住居地を定めた日から十四日以内に法務省令で定める手続により、住居地の市町村

(東京都の特別区の存する区域及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市には、住居地を定めた日から十四日以内に法務省令で定める手続により、住居地の市町村

カードを提出した上、当該市町村の長を経由して、法務大臣に対し、その住居地を届け出なければならぬ。

2 市町村の長は、前項の規定による在留カ

ードの提出があつた場合には、当該在留カードにその住居地の記載(第十九条の四第四項の規定による記録を含む。)をし、これを当該中長期在留者に返還するものとする。

3 第一項に規定する中長期在留者が、在留カードを提出して住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十六の規定による届出をしたときは、当該届出は同項の規定による届出とみなす。

(在留資格変更等に伴う住居地届出)

第十九条の八 第二十条第三項本文(第二十二条の二第三項(第二十二条の三において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)、第二十一条第三項、第二十二条第二項(第二十二条の二第四項(第二十二条の三において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)、第二十二条第三項、第二十二条第二項(第二十二条の二第四項(第二十二条の三において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)、第五十条第一項又は第六十一

条の二の二第一項若しくは第二項の規定による許可を受けて新たに中長期在留者となつた者、住居地を定めた日(既に住居地を定めている者にあつては、当該許可の日)から十

四日以内に、法務省令で定める手続により、

官報(号外)

住居地の市町村の長に対し、在留カードを提出した上、当該市町村の長を経由して、法務大臣に対し、その住居地を届け出なければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による在留カードの提出があつた場合に準用する。

3 第一項に規定する中長期在留者が、在留カードを提出して住民基本台帳法第三十条の四十六又は第三十一条の四十七の規定による届出をしたときは、当該届出は同項の規定による届出とみなす。

4 第二十二条の二第一項又は第二十二条の三に規定する外国人が、第二十二条の二第二項（第二十二条の三において準用する場合を含む。）の規定による申請をするに際し、法務大臣に対し、住民基本台帳法第十二条第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書を提出したときは、第二十二条の二第三項（第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する第二十条第三項本文の規定による許可又は第二十二条の二第四項（第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する第二十二条第三項の規定による許可があつた時に、第一項の規定による届出があつたものとみなす。

（住居地の変更届出）

第十九条の九 中長期在留者は、住居地を変更したときは、新住居地（変更後の住居地をいう。以下同じ。）に移転した日から十四日以内に、法務省令で定める手続により、新住居地の市町村の長に対し、在留カードを提出した上、当該市町村の長を経由して、法務大臣に対し、その新住居地を届け出なければならない。

2 第十九条の七第二項の規定は、前項の規定による在留カードの提出があつた場合に準用する。

3 第一項に規定する中長期在留者が、在留カードを提出して住民基本台帳法第二十二条、第二十三条又は第三十条の四十六の規定による届出をしたときは、当該届出は同項の規定による届出とみなす。

（住居地以外の記載事項の変更届出）

第十九条の十 中長期在留者は、第十九条の四第一項第一号に掲げる事項に変更を生じたときは、その変更を生じた日から十四日以内に、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し、変更の届出をしなければならない。

2 法務大臣は、前項の届出があつた場合は、入国審査官に、当該中長期在留者に対し、新たな在留カードを交付させるものとする。

（在留カードの有効期間の更新）

第十九条の十一 在留カードの交付を受けた中長期在留者は、当該在留カードの有効期間が当該中長期在留者の在留期間の満了の日までとされている場合を除き、当該在留カードの有効期間の満了日の二月前（有効期間の満了の日が十六歳の誕生日とされているときは、六月前）から有効期間が満了する日までの間（次項において「更新期間」という。）に、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し、在留カードの有効期間の更新を申請しなければならない。

2 やむを得ない理由のため更新期間内に前項の規定による申請をすることが困難であると予想される者は、法務省令で定める手続により、更新期間前においても、法務大臣に対

し、在留カードの有効期間の更新を申請することができる。

3 前条第二項の規定は、前二項の規定による申請があつた場合に準用する。

（紛失等による在留カードの再交付）

第十九条の十二 在留カードの交付を受けた中長期在留者は、紛失、盜難、滅失その他の事由により在留カードの所持を失つたときは、その事実を知つた日（本邦から出国している間に当該事実を知つた場合にあつては、その後最初に入国した日）から十四日以内に、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し、在留カードの再交付を申請しなければならない。

2 在留カードの交付を受けた中長期在留者は、入国審査官に、当該中長期在留者に対する申請があつた場合は、新たな在留カードを交付させるものとする。

（汚損等による在留カードの再交付）

第十九条の十三 在留カードの交付を受けた中長期在留者は、当該在留カードが著しく汚損し、若しくは汚損し、又は第十九条の四第四項の規定による記録が毀損したときは、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し、在留カードの再交付を申請することができるのである。

2 法務大臣は、著しく毀損し、若しくは汚損し、又は第十九条の四第四項の規定による記録が毀損した在留カードを所持する中長期在留者に対し、在留カードの再交付を申請する。

3 前項の規定による命令を受けた中長期在留者は、当該命令を受けた日から十四日以内に、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し、在留カードの再交付を申請しなければならない。

（在留カードの返納）

第十九条の十五 在留カードの交付を受けた中長期在留者は、その所持する在留カードが前条第一号、第二号又は第四号に該当して効力を失つたときは、その事由が生じた日から十四日以内に、法務大臣に対し、当該在留カードを返納しなければならない。

2 在留カードの交付を受けた中長期在留者は、その所持する在留カードが前条第三号又

は第五号に該当して効力を失つたときは、直ちに、法務大臣に対し、当該在留カードを返納しなければならない。

3 在留カードの交付を受けた中長期在留者は、在留カードの所持を失つた場合において、前条(第六号を除く。)の規定により当該在留カードが効力を失つた後、当該在留カードを発見するに至つたときは、その発見の日から十四日以内に、法務大臣に対し、当該在留カードを返納しなければならない。

4 在留カードが前条第六号の規定により効力を失つたときは、死亡した中長期在留者の親族又は同居者は、その死亡の日(死亡後に在留カードを発見するに至つたときは、その発見の日)から十四日以内に、法務大臣に対し、当該在留カードを返納しなければならない。

(所属機関等に関する届出)

第十九条の十六 中長期在留者であつて、次の各号に掲げる在留資格をもつて本邦に在留する者は、当該各号に掲げる在留資格の区分に応じ、当該各号に定める事由が生じたときは、当該事由が生じた日から十四日以内に、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し、その旨及び法務省令で定める事項を届け出なければならない。

一 教授、投資・経営、法律・会計業務、医療、教育、企業内転勤、技能実習、留学又は研修 当該在留資格に応じてそれぞれ別表第一の下欄に掲げる活動を行う本邦の公私の機関の名称若しくは所在地の変更若しくはその消滅又は当該機関からの離脱若しくは移籍

(本邦の公私の機関との契約に基づいて当該在留資格に係る活動に従事する場合に限る。)又は技能 契約の相手方である本邦の公私の機関の名称若しくは所在地の変更若しくはその消滅又は当該機関との契約の終了若しくは新たな契約の締結

三 家族滞在(配偶者として行う日常的な活動を行うことができる者に係るものに限る。)、特定活動(別表第一の五の表の下欄に掲げる配偶者として行う日常的な活動を行うことができる者に係るものに限る。)、日本人の配偶者等(日本人の配偶者の身分を有する者に係るものに限る。)又は永住者の配偶者等(永住者の在留資格をもつて在留する者又は特別永住者(以下「永住者等」という。)の配偶者の身分を有する者に係るものに限る。) 配偶者との離婚又は死別

(所属機関の届出義務)

第十九条の十七 別表第一の在留資格をもつて在留する中長期在留者が受け入れられている本邦の公私の機関その他の法務省令で定める機関(雇用対策法(昭和四十一年法律第二百三十二号)第二十八条第一項の規定による届出をしなければならない事業主を除く。)は、法務省令で定めるところにより、法務大臣に対し、当該中長期在留者の受入れの開始及び終出なければならない。

(中長期在留者に関する情報の継続的な把握)

第十九条の十八 法務大臣は、中長期在留者の身分関係、居住関係及び活動状況を継続的に把握するため、出入国管理及び難民認定法その他の法令の定めるところにより取得した中

長期在留者の氏名、生年月日、性別、国籍の属する国、住居地、所属機関その他在留管理に必要な情報を整理しなければならない。

2 法務大臣は、前項に規定する情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならぬ。

(事実の調査)

第十九条の十九 法務大臣は、中長期在留者に関する情報の継続的な把握のため必要があるときは、この款の規定により届け出ることとされている事項について、その職員に事実の調査をさせることができる。

2 入国審査官又は入国警備官は、前項の調査のため必要があるときは、関係人に對し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。

3 法務大臣、入国審査官又は入国警備官は、第一項の調査について、公務所又は公私団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第二十五条第一項中「除き、第二十六条の規定により再入国の許可を受けて出国する外国人を含む」を「除く」に改める。

第二十六条第三項中「数次再入国の許可を含む。」を削り、「三年」を「五年」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「数次再入国」を「再入国」に改め、「で再入国したもの」を削り、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「四年」を「六年」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 法務大臣は、再入国の許可を受けている外国人から、第二十条第二項又は第二十一条登録証明書」を次項の規定により在留カード

て、相当と認めるときは、当該外国人が第二十条第五項の規定により在留できる期間の末日まで、当該許可の有効期間を延長することができる。

第四章第三節中第二十六条の次に次の二条を加える。

(みなし再入国許可)

第二十六条の二 本邦に在留資格をもつて在留する外国人(第十九条の三第一号及び第二号に掲げる者を除く。)で有効な旅券(第六十二条の二の十二第一項に規定する難民旅行證明書を除く。)を所持するもの(中長期在留者にあつては、在留カードを所持するものに限る。)が、法務省令で定めるところにより、入国審査官に對し、再び入国する意図を表明して出国するときは、前条第一項の規定にかかわらず、同項の再入国の許可を受けたものとみなす。ただし、出入国公正な管理のため再入国の許可を要する者として法務省令で定めるものに該当する者については、この限りでない。

2 前項の規定により外国人が受けたものとみなされる再入国の許可の有効期間は、前条第三項の規定にかかわらず、出国の日から一年を経過する日前に到来する場合には、在留期間の満了までの期間とする。

3 第二項の規定により外国人が受けたものとみなされる再入国の許可については、前条第五項の規定は、適用しない。

第四章中第三節を第四節とする。

第二十三条第一項ただし書中「外国人登録法(昭和二十七年法律第二百二十五号)による外国人登録証明書」を次項の規定により在留カード

官 報 (号 外)

第六十一条の二の二第二項の規定による許可又は第五十条第一項若しくは第六十一条の二の二第二項の規定による許可を受けて、新たに中長期在留者となつた者が、当該上陸許可の証印又は許可を受け

び在留期間を決定し、「に、「附する」を「付する」に改め、同条第三項中「前条第四項」の下に「の規定」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

「第一項（第一号及び第二号を除く。）」に改め
る。

により、その記載、消除又は記載の修正をしたときは、直ちにその旨を法務大臣に通知しなければならない。

び在留期間を決定し、「に」「附する」を「付する」に改め、同条第三項中「前条第四項の下に」の「規定」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

第六十一条の二の十二第四項中「第二十六条」
九項に、「同条第六項中「第一項（第三号から第
五号までに係るものに限る。）」を「同条第七項中
「第一項（第一号及び第二号を除く。）」に改め
る。

により、その記載、消除又は記載の修正をしたときは、直ちにその旨を法務大臣に通知しなければならない。

九 中長期在留者が、法務大臣に届け出た住居地から退去した場合において、当該退去の日から九十日以内に、法務大臣に、新住

居地の届出をしないこと(届出をしないことにつき正当な理由がある場合を除く。)。
十 中長期在留者が、法務大臣に、虚偽の住居地を届け出たこと。

第二十二条の四第三項中「当該外国人に通知なければ」を「記載した意見聴取通知書を当該国人に送達しなければ」に改め、同項に次の
だし書を加える。

ただし、急速を要するときは、該通知書に記載すべき事項を入国審査官又は入国警備官に口頭で通知させてこれを行うことができ
る。

第六項中「第三号から第五号までに係るもの限る」を「第一号及び第二号を除く」に改め、項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の

項を加える。
在留資格の取消しは、法務大臣が在留資格取消通知書を送達して行う。
第二十二条の四に次の一項を加える。

法務大臣は、第六項に規定する在留資格取消通知書に第七項の規定により指定された期間及び前項の規定により付された条件を記載しなければならない。

第六十一条の二の三中「第二十条第三項」を「第二十一条第三項本文」に改める。
第六十一条の二の四第一項第五号中「第三号の四」を「第三号の五」に改める。

第六十一条の八の次に次の二条を加える。
(住民票の記載等に係る通知)

して行う。ただし、その者に異議がないときは、その他の場所において交付することができる。

るものとするに、「当該交付」を、それぞれ当該各号に定める在留カード又は在留資格証明書の交付に、「その記載されたを「当該在留カード又は在留資格証明書に記載されたに改め、同項に次の各号を加える。

一 当該許可に係る外国人が中長期在留者となるとき 入国審査官に、当該外国人に対

三 第十九条の十九第一項 第五十九条の二
第一項及び第六十一条の二の十四第一項に規定する事実の調査を行うこと。

四 第十九条の十九第一項に規定する事実の調査を行うこと。

3 て前項に規定する書類を発送した場合には、その郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第三項に規定する信書便物は、通常到達すべきであつた時に送達があつたものと推定する。

法務大臣は、前項に規定する場合には、その書類の名称、その送達を受けるべき者の氏

二 前号に掲げる場合以外の場合 入国審査
官に、当該外国人に対し、在留資格及び在
留期間を記載した在留資格証明書を交付さ
し、在留カードを交付させること。

五 調査を行うこと。

4
名、あて先及び発送の年月日を確認するに足りる記録を作成しなければならない。

第六十一条の二の三中「第二十条第三項」を
「第二十条第三項本文」に改める。
第六十一条の二の四第一項第五号中「第三号」
せる」と。

第六十一条の八の次に次の二条を加える。
(住民票の記載等に係る通知)

いて、その送達を受けるべき者に書類を交付して行う。ただし、その者に異議がないときは、その他の場所において交付することがで
きる。

第六十一条の二の八第二項中「第七項」を「第四」を「第三号の五」に改める。

台帳法第三十条の四十五に規定する外国人住民に係る住民票について、政令で定める事由

5 次の各号に掲げる場合には、交付送達は、
前項の規定による交付に代え、当該各号に定

官 報 (号 外)

める行為により行うことができる。

一 送達すべき場所において書類の送達を受けるべき者に出会わぬ場合 同居の者であつて送達を受けるべき者に受領した書類を交付することが期待できるものに書類を交付すること。

二 書類の送達を受けるべき者及び前号に規定する者が送達すべき場所にいない場合又はこれらの者が正当な理由がなく書類の受領を拒んだ場合 送達すべき場所に書類を差し置くこと。

6 前各項の規定により送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住居地が明らかでない場合には、法務大臣は、その送達に代えて公示送達をすることができる。ただし、第六十一条の二の八第二項において準用する第二十二条の四第三項及び第六項の規定による書類の送達については、この限りでない。

7 公示送達は、送達すべき書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名及び法務大臣がその書類をいつでも送達を受けるべき者に交付する旨を法務省の掲示場に掲示して行う。

8 前項の場合において、掲示を始めた日から起算して二週間を経過したときは、書類の送達があつたものとみなす。

(本人の出頭義務と代理人による届出等)

第六十一条の九の三 外国人が次の各号に掲げる行為をするときは、それぞれ当該各号に定める場所に自ら出頭して行わなければならぬ。

一 第十九条の七第一項、第十九条の八第一項若しくは第十九条の九第一項の規定による届出又は第十九条の七第二項(第十九条

の八第二項及び第十九条の九第二項において準用する場合を含む。)の規定により返還される在留カードの受領 住居地の市町村の事務所

二 第十九条の十第一項の規定による届出、

第十九条の十一第一項若しくは第二項、第十九条の十二第一項若しくは第十九条の十第一項若しくは第三項の規定による申請

又は第十九条の十第二項(第十九条の十一

条の十三第四項において準用する場合を含む。)の規定により交付される在留カードの受領 地方入国管理局

三 第二十条第二項、第二十一条第二項、第二十二条第一項(第二十二条の二第四項(第十二条の三において準用する場合を含む。)若しくは第二十二条の二第二項(第二十二条の三において準用する場合を含む。)の規定による申請又は第二十条第四項第一号(第二十

一条第四項及び第二十二条の二第三項(第十二条の三において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の規定によ

る申請又は第二十条第四項第一号(第二十

一条第四項及び第二十二条の二第三項(第十二条の三において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)、第二

十二条第三項(第二十二条の二第四項(第十二条の三において準用する場合を含む。)若しくは第二十二条の二第二項(第二十二条の三において準用する場合を含む。)の規定によ

る申請又は第二十条第四項第一号(第二十

一条第四項及び第二十二条の二第三項(第十二条の三において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の規定によ

と同居するものが、当該各号の順位により、当該外国人に代わつてしなければならない。

一 配偶者

二 子

三 父又は母

四 前三号に掲げる者以外の親族

3 第一項第一号及び第二号に掲げる行為については、前項に規定する場合のほか、同項各号に掲げる者(十六歳に満たない者を除く。)であつて外国人と同居するものが当該外国人の依頼により当該外国人に代わつてする場合の他法務省令で定める場合には、第一項の規定にかかわらず、当該外国人が自ら出頭してこれを行うことを要しない。

4 第一項第三号に掲げる行為については、外国人の法定代理人が当該外国人に代わつてする場合その他法務省令で定める場合には、同項の規定にかかわらず、当該外国人が自ら出頭してこれを行うことを要しない。

5 第十九条の七第一項、第十九条の八第一項、第十九条の九第一項、第十九条の十第一項又は第十九条の十六の規定による届出に關し虚偽の届出をした者

6 第十九条の十一第一項、第十九条の十三第三項の規定に違反した者

7 第十九条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

8 第十九条の七第一項又は第十九条の八第一項の規定に違反して住居地を届け出なかつた者

9 第十九条の九第一項の規定に違反して新規に届け出なかつた者

10 第十九条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

11 第十九条の七第一項又は第十九条の八第一項の規定に違反して住居地を届け出なかつた者

12 第十九条の九第一項の規定に違反して新規に届け出なかつた者

13 第十九条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

14 第十九条の九第一項の規定に違反して新規に届け出なかつた者

15 第十九条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

16 第十九条の九第一項の規定に違反して新規に届け出なかつた者

17 第十九条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

18 第十九条の九第一項の規定に違反して新規に届け出なかつた者

19 第十九条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

20 第十九条の九第一項の規定に違反して新規に届け出なかつた者

21 第十九条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

22 第十九条の九第一項の規定に違反して新規に届け出なかつた者

23 第十九条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

24 第十九条の九第一項の規定に違反して新規に届け出なかつた者

25 第十九条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

26 第十九条の九第一項の規定に違反して新規に届け出なかつた者

27 第十九条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

定する第一号法定受託事務とする。

第六十九条の見出しを「(政令等への委任)」に改め、同条中「法務省令」の下に「(市町村の長が行うべき事務については、政令)」を加える。

第七十条第一項第三号の二中「第二十二条の四第六項」を「第二十二条の四第七項」に改め、同項第八号中「第二十条第三項及び第四項」を「第二十条第三項本文」に改め、「及び第三項」を削る。

第七十一条の次に次の二条を加える。

四 第一項第一号及び第二号に掲げる行為については、前項に規定する場合のほか、同項各号に掲げる者(十六歳に満たない者を除く。)であつて外国人と同居するものが当該外国人の依頼により当該外国人に代わつてする場合の他法務省令で定める場合には、第一項の規定にかかわらず、当該外国人が自ら出頭してこれを行うことを要しない。

五 第一項第三号に掲げる行為については、外国人の法定代理人が当該外国人に代わつてする場合その他法務省令で定める場合には、同項の規定にかかわらず、当該外国人が自ら出頭してこれを行うことを要しない。

六 第一項第三号に掲げる行為については、外国人の法定代理人が当該外国人に代わつてする場合その他法務省令で定める場合には、同項の規定にかかわらず、当該外国人が自ら出頭してこれを行うことを要しない。

七 第一項第三号に掲げる行為については、外国人の法定代理人が当該外国人に代わつてする場合その他法務省令で定める場合には、同項の規定にかかわらず、当該外国人が自ら出頭してこれを行うことを要しない。

八 第一項第三号に掲げる行為については、外国人の法定代理人が当該外国人に代わつてする場合その他法務省令で定める場合には、同項の規定にかかわらず、当該外国人が自ら出頭してこれを行うことを要しない。

九 第一項第三号に掲げる行為については、外国人の法定代理人が当該外国人に代わつてする場合その他法務省令で定める場合には、同項の規定にかかわらず、当該外国人が自ら出頭してこれを行うことを要しない。

十 第一項第三号に掲げる行為については、外国人の法定代理人が当該外国人に代わつてする場合その他法務省令で定める場合には、同項の規定にかかわらず、当該外国人が自ら出頭してこれを行うことを要しない。

十一 第一項第三号に掲げる行為については、外国人の法定代理人が当該外国人に代わつてする場合その他法務省令で定める場合には、同項の規定にかかわらず、当該外国人が自ら出頭してこれを行うことを要しない。

十二 第一項第三号に掲げる行為については、外国人の法定代理人が当該外国人に代わつてする場合その他法務省令で定める場合には、同項の規定にかかわらず、当該外国人が自ら出頭してこれを行うことを要しない。

十三 第一項第三号に掲げる行為については、外国人の法定代理人が当該外国人に代わつてする場合その他法務省令で定める場合には、同項の規定にかかわらず、当該外国人が自ら出頭してこれを行うことを要しない。

十四 第一項第三号に掲げる行為については、外国人の法定代理人が当該外国人に代わつてする場合その他法務省令で定める場合には、同項の規定にかかわらず、当該外国人が自ら出頭してこれを行うことを要しない。

十五 第一項第三号に掲げる行為については、外国人の法定代理人が当該外国人に代わつてする場合その他法務省令で定める場合には、同項の規定にかかわらず、当該外国人が自ら出頭してこれを行うことを要しない。

十六 第一項第三号に掲げる行為については、外国人の法定代理人が当該外国人に代わつてする場合その他法務省令で定める場合には、同項の規定にかかわらず、当該外国人が自ら出頭してこれを行うことを要しない。

十七 第一項第三号に掲げる行為については、外国人の法定代理人が当該外国人に代わつてする場合その他法務省令で定める場合には、同項の規定にかかわらず、当該外国人が自ら出頭してこれを行うことを要しない。

十八 第一項第三号に掲げる行為については、外国人の法定代理人が当該外国人に代わつてする場合その他法務省令で定める場合には、同項の規定にかかわらず、当該外国人が自ら出頭してこれを行うことを要しない。

十九 第一項第三号に掲げる行為については、外国人の法定代理人が当該外国人に代わつてする場合その他法務省令で定める場合には、同項の規定にかかわらず、当該外国人が自ら出頭してこれを行うことを要しない。

二十 第一項第三号に掲げる行為については、外国人の法定代理人が当該外国人に代わつてする場合その他法務省令で定める場合には、同項の規定にかかわらず、当該外国人が自ら出頭してこれを行うことを要しない。

二十一 第一項第三号に掲げる行為については、外国人の法定代理人が当該外国人に代わつてする場合その他法務省令で定める場合には、同項の規定にかかわらず、当該外国人が自ら出頭してこれを行うことを要しない。

二十二 第一項第三号に掲げる行為については、外国人の法定代理人が当該外国人に代わつてする場合その他法務省令で定める場合には、同項の規定にかかわらず、当該外国人が自ら出頭してこれを行うことを要しない。

二十三 第一項第三号に掲げる行為については、外国人の法定代理人が当該外国人に代わつてする場合その他法務省令で定める場合には、同項の規定にかかわらず、当該外国人が自ら出頭してこれを行うことを要しない。

二十四 第一項第三号に掲げる行為については、外国人の法定代理人が当該外国人に代わつてする場合その他法務省令で定める場合には、同項の規定にかかわらず、当該外国人が自ら出頭してこれを行うことを要しない。

二十五 第一項第三号に掲げる行為については、外国人の法定代理人が当該外国人に代わつてする場合その他法務省令で定める場合には、同項の規定にかかわらず、当該外国人が自ら出頭してこれを行うことを要しない。

二十六 第一項第三号に掲げる行為については、外国人の法定代理人が当該外国人に代わつてする場合その他法務省令で定める場合には、同項の規定にかかわらず、当該外国人が自ら出頭してこれを行うことを要しない。

二十七 第一項第三号に掲げる行為については、外国人の法定代理人が当該外国人に代わつてする場合その他法務省令で定める場合には、同項の規定にかかわらず、当該外国人が自ら出頭してこれを行うことを要しない。

二十八 第一項第三号に掲げる行為については、外国人の法定代理人が当該外国人に代わつてする場合その他法務省令で定める場合には、同項の規定にかかわらず、当該外国人が自ら出頭してこれを行うことを要しない。

二十九 第一項第三号に掲げる行為については、外国人の法定代理人が当該外国人に代わつてする場合その他法務省令で定める場合には、同項の規定にかかわらず、当該外国人が自ら出頭してこれを行うことを要しない。

三十 第一項第三号に掲げる行為については、外国人の法定代理人が当該外国人に代わつてする場合その他法務省令で定める場合には、同項の規定にかかわらず、当該外国人が自ら出頭してこれを行うことを要しない。

三十一 第一項第三号に掲げる行為については、外国人の法定代理人が当該外国人に代わつてする場合その他法務省令で定める場合には、同項の規定にかかわらず、当該外国人が自ら出頭してこれを行うことを要しない。

三十二 第一項第三号に掲げる行為については、外国人の法定代理人が当該外国人に代わつてする場合その他法務省令で定める場合には、同項の規定にかかわらず、当該外国人が自ら出頭してこれを行うことを要しない。

三十三 第一項第三号に掲げる行為については、外国人の法定代理人が当該外国人に代わつてする場合その他法務省令で定める場合には、同項の規定にかかわらず、当該外国人が自ら出頭してこれを行うことを要しない。

れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。

一 当該外国人の活動が当該外国人の在留資格に応じた活動に属しない収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動であること。

二 当該外国人が当該外国人の活動を行うに当たり第十九条第二項の許可を受けないなこと。

三 当該外国人が第七十条第一項第一号から第三号の二まで、第五号、第七号、第七号の二又は第八号の二から第八号の四までに掲げる者であること。

第七十三条の二の次に次の四条を加える。
第七十三条の三 行使の目的で、在留カードを偽造し、又は変造した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

2 偽造又は変造の在留カードを使用した者も、前項と同様とする。
3 行使の目的で、偽造又は変造の在留カードを提供し、又は收受した者も、第一項と同様とする。

4 前二項の罪の未遂は、罰する。

第七十三条の四 行使の目的で、偽造の在留カードを所持した者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十三条の五 第七十三条の三第一項の犯罪行為の用に供する目的で、器械又は原料を準備した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十三条の六 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 他人名義の在留カードを使用した者

二 行使の目的で、他人名義の在留カードを提供し、收受し、又は所持した者

三 行使の目的で、自己名義の在留カードを提供した者

2 前項(所持に係る部分を除く。)の罪の未遂は、罰する。

第七十四条の七中「第七十三条の二第二号」を「第七十三条の二第一項第二号」に改め、「第三号」の下に「第七十三条の三から第七十三条の六まで」を加える。

第七十五条の次に次の二条を加える。

第七十五条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第二十三条规定に違反して在留カードを受領しなかつた者

二 第二十三条第三項の規定に違反して在留カードの提示を拒んだ者

第七十五条の三 第二十三条规定に違反して在留カードを携帯しなかつた者は、二十万円以下の罰金に処する。

第七十六条第二号中「第二十三条第二項」を「第二十三条第三項」に改める。

第七十七条の二中「第七十三条の二」の下に「若しくは第七十四条」を加える。

第七十七条の三 第六十一条の九の三第二項各号に掲げる者が、同項の規定に違反して、第十九条の七第一項、第十九条の八第一項、第十九条の九第一項若しくは第十九条の十第一項の規定による届出、第十九条の七第二項(第十九条の八第二項及び第十九条の九第二項において準用する場合を含む。)の規定により返還され、若しくは第十九条の十第二項

(第十九条の十一第三項、第十九条の十二第二項及び第十九条の十三第四項において準用する場合を含む。)の規定により交付される在留カードの受領又は第十九条の十一第一項、第十九条の十二第一項若しくは第十九条の十三第三項の規定による申請をしなかつたときは、五万円以下の過料に処する。

別表第一中「第十九条」の下に「第十九条の十六、第十九条の十七」を加える。

別表第二日本人の配偶者等の項中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百十七条の二の規定による」を削り、同表永住者の配偶者等の項中「永住者の在留資格をもつて在留する者若しくは特別永住者(以下「永住者等」と総称する)」を「永住者等」に改める。

(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部改正)

第三条 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「申請は」の下に「法務省令で定めるところにより」を加え、「事務所に自ら出頭し、当該市町村の」、「法務省令で定めるところにより」及び「及び写真」を削り、同項ただし書並びに同条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「第三項の書類及び写真」を「前項の書類」に改め、「法務省令で定める書類を除く。」及び「写真」を削り、同項を同条第四項とする。

第十一条第一項中「三年」を「五年」に、「四年」を「六年」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「五年」を「七年」に改め、同条第二項中「第二十六条」の下に「及び前項において準用する入管法第二十六条の二」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 入管法第二十六条の二の規定は、有効な旅券及び特別永住者証明書を所持して出国する特別永住者について準用する。この場合において、同条第二項中「一年(在留期間の満了の日が出国の日から一年を経過する日前に到来する場合には、在留期間の満了までの期間)」

とあるのは、「二年」と読み替えるものとする。

第五条第三項中「地方入国管理局に自ら出頭し」を削り、「により」の下に「法務大臣に」を

加え、同条第四項を削る。

第六条第一項中「第四条」を「第四条第一項」に、「市町村」を「居住地の市町村」に改め、同条第二項中「前条を「前条第一項」に改める。

第二項中「政令」を「政令等への委任」に改め、同表中「法務省令」の下に「(市町村の長が行うべき事務については、政令)」を加え、同条を第二十五条とする。

第十一条の二中「第六項並びに第六条第一項」を「第四項、第六条第一項、第七条第二項、第十一条第一項から第三項まで、第十二条第一項、同条第二項及び第三項(これらの規定を第十二条第三項、第十三条第二項及び第十四条第四項において準用する場合を含む。)、第十二条第一項及び第二項、第十三条第一項、第十四条第一項及び第三項並びに第十六条第三項」に改め、同条を第二十四条とする。

第十一条第一項中「三年」を「五年」に、「四年」を「六年」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「五年」を「七年」に改め、同条第二項中「第二十六条」の下に「及び前項において準用する入管法第二十六条の二」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 入管法第二十六条の二の規定は、有効な旅券及び特別永住者証明書を所持して出国する特別永住者について準用する。この場合において、同条第二項中「一年(在留期間の満了の日が出国の日から一年を経過する日前に到来する場合には、在留期間の満了までの期間)」

とあるのは、「二年」と読み替えるものとする。

第十一条を第二十三条とする。

第九条第一項中「各号の一」を「各号のいずれ

かに改め、同条第三項中「第九条第一項各号」を「第二十二条第一項各号」に改め、同条を第二十二条とする。

第八条中「第七十条第八号」を「第七十条第一項第八号」に、「及び第三項の規定」を「の規定による」に、「第四条第二項及び第六条第一項の規定」を「第四条第一項の」に改め、同条を第二十条とする。

第七条中「入管法第二十六条第一項」を「特別永住者であつて、入管法第二十六条第一項に、受けて上陸する特別永住者」を「受けている者」に改め、同条を第二十条とする。

第六条の次に次の十三条を加える。
(特別永住者証明書の交付)

第七条 法務大臣は、特別永住者に対する特別永住者証明書を交付するものとする。

2 法務大臣は、第四条第一項の許可をしたときは、居住地の市町村の長を経由して、当該特別永住者に対し、特別永住者証明書を交付する。

3 法務大臣は、第五条第一項の許可をしたときは、入国審査官に、当該特別永住者に対し、特別永住者証明書の記載事項等

第八条 特別永住者証明書の記載事項は、次に掲げる事項とする。ただし、その交付を受けた特別永住者に居住地(本邦における主たる居住の所在地をいう。以下同じ。)がないときは、第二号に掲げる事項を記載することを要しない。

一 氏名、生年月日、性別及び国籍の属する國又は入管法第二条第五号に規定する地

域
二 住居地

三 特別永住者証明書の番号、交付年月日及び有効期間の満了の日

2 特別永住者証明書には、法務省令で定めるところにより、特別永住者の写真を表示するものとする。この場合において、法務大臣は、法務省令で定める法令の規定により当該特別永住者から提供された写真を利用することができる。

3 前二項に規定するもののほか、特別永住者証明書の様式、特別永住者証明書に表示すべきものその他特別永住者証明書について必要な事項は、法務省令で定める。

4 法務大臣は、法務省令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事項及び前二項の規定により表示されるものについて、その全部又は一部を、特別永住者証明書に電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式をいう。)により記録することができる。

(特別永住者証明書の有効期間)
第九条 特別永住者証明書の有効期間は、その交付を受ける特別永住者に係る次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日が経過するまでの期間とする。

1 特別永住者証明書の交付の日に十六歳に満たない者第十二条第三項において準用する第十一条第二項の規定により特別永住者証明書の交付を受ける者を除く。)十六歳の誕生日(当該特別永住者の誕生日が二月二十九日であるときは、当該特別永住者のうるう年以外の年における誕生日は二月二十八日であるものとみなす。以下同じ。)

2 前号に掲げる者以外の者 第十一条第一項の規定による届出又は第十三条第一項

しへは第十四条第一項若しくは第三項の規定による申請に係る特別永住者証明書にあつては当該届出又は申請の日後の七回目の誕生日、第十二条第一項又は第二項の規定による申請に係る特別永住者証明書にあつては当該申請をした者がその時に所持していた特別永住者証明書の有効期間の満了の日後の七回目の誕生日

項の規定による届出とみなす。

5 特別永住者第一項に規定する特別永住者を除く。)が、特別永住者証明書を提出して住民基本台帳法第二十二条第二十三条又は第三十条の四十六の規定による届出をしたときは、当該届出は第二項の規定による届出とみなす。

(住居地の届出)

第十条 住居地の記載のない特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者は、住居地を定めた日から十四日以内に、法務省令で定める手続により、住居地の市町村の長に対し、当該特別永住者証明書を提出した上、当該市町村の長を経由して、法務大臣に対し、その住居地を届け出なければならない。

2 特別永住者は、住居地を変更したときは、新住居地(変更後の住居地をいう。以下同じ。)に移転した日から十四日以内に、法務省令で定める手続により、新住居地の市町村の長に対し、特別永住者証明書を提出した上、当該市町村の長を経由して、法務大臣に対し、その新住居地を届け出なければならない。

3 市町村の長は、前二項の規定による特別永住者証明書の提出があつた場合には、当該特別永住者証明書にその住居地又は新住居地の記載(第八条第四項の規定による記録を含む。)をし、これを当該特別永住者に返還するものとする。

(特別永住者証明書の有効期間の更新)

第十二条 特別永住者証明書の交付を受けた特

別永住者は、当該特別永住者証明書の有効期間の満了日の二月前(有効期間の満了の日が当該特別永住者の十六歳の誕生日とされているときは、六月前)から有効期間が満了する日までの間(次項において「更新期間」という。)に、法務省令で定める手続により、居住地の市町村の長を経由して、法務大臣に対し、特別永住者証明書の有効期間の更新を申請しなければならない。

2 やむを得ない理由のため更新期間内に前項

の規定による申請をすることが困難であると予想される者は、法務省令で定める手続により、更新期間前においても、居住地の市町村の長を経由して、法務大臣に対し、特別永住者証明書の有効期間の更新を申請することができる。

3 前条第二項及び第三項の規定は、前二項の規定による申請があつた場合に準用する。

第十三条 特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者は、紛失、盜難、滅失その他の事由により特別永住者証明書の所持を失つたときは、その事実を知つた日(本邦から出国している間に当該事実を知つた場合にあっては、その後最初に入国した日)から十四日以内に、法務省令で定める手続により、居住地の市町村の長を経由して、法務大臣に対し、特別永住者証明書の再交付を申請しなければならない。

2 第十一條第二項及び第三項の規定は、前項の規定による申請があつた場合に準用する。

(汚損等による特別永住者証明書の再交付)

第十四条 特別永住者証明書が著しく毀損し、若しくは汚損し、又は第八条第四項の規定による記録が毀損したときは、法務省令で定める手続により、居住地の市町村の長を経由して、法務大臣に対し、特別永住者証明書の再交付を申請することができる。

2 法務大臣は、著しく毀損し、若しくは汚損した特別永住者証明書を所持する特別永住者に対し、特別永住者証明書の再交付を申請することを命ずることができる。

3 前項の規定による命令を受けた特別永住者は、当該命令を受けた日から十四日以内に、法務省令で定める手続により、居住地の市町村の長を経由して、法務大臣に対し、特別永住者証明書の再交付を申請しなければならない。

4 第十一条第二項及び第三項の規定は、第一項又は前項の規定による申請があつた場合に準用する。

(特別永住者証明書の失効)

第十五条 特別永住者証明書は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

一 特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者が特別永住者でなくなつたとき。

二 特別永住者証明書の有効期間が満了したとき。

三 特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者(入管法第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者(第二十三条第二項において準用する入管法第二十六

条の二第一項の規定により再入国の許可を受けたものとみなされる者を含む。以下同じ。)を除く。)が、入管法第二十五条第一項の規定により、出国する出入国港において、入国審査官から出国の確認を受けたとき。

4 特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者は、特別永住者証明書の所持を失つた場合において、前条(第六号を除く。)の規定により当該特別永住者証明書が効力を失つた後、当該特別永住者証明書を発見するに至つときは、その発見の日から十四日以内に、法務大臣に対し、当該特別永住者証明書を返納しなければならない。

5 特別永住者証明書が前条第六号の規定により効力を失つたときは、死亡した特別永住者の親族又は同居者は、その死亡の日(死亡後

けたとき。

六 特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者が死亡したとき。

(特別永住者証明書の返納)

第十六条 特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者は、その所持する特別永住者証明書が前条第一号、第二号又は第四号に該当して効力を失つたときは、その事由が生じた日から十四日以内に、法務大臣に対し、当該特別永住者証明書を返納しなければならない。

2 特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者は、その所持する特別永住者証明書が前条第三号に該当して効力を失つたときは、直ちに、法務大臣に対し、当該特別永住者証明書を返納しなければならない。

3 特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者は、その所持する特別永住者証明書が前条第五号に該当して効力を失つたときは、直ちに、居住地の市町村の長を経由して、法務大臣に対し、当該特別永住者証明書を返納しなければならない。

4 特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者は、特別永住者証明書の所持を失つた場合において、前条(第六号を除く。)の規定により当該特別永住者証明書が効力を失つた後、当該特別永住者証明書を発見するに至つときは、その発見の日から十四日以内に、法務大臣に対し、当該特別永住者証明書を返納しなければならない。

5 特別永住者証明書が前条第六号の規定により効力を失つたときは、死亡した特別永住者の親族又は同居者は、その死亡の日(死亡後

大臣に対し、当該特別永住者証明書を返納しなければならない。

(特別永住者証明書の受領、携帯及び提示)

第十七条 特別永住者は、法務大臣が交付し、又は市町村の長が返還する特別永住者証明書を受領し、常にこれを携帯していなければならぬ。ただし、十六歳に満たない者は、特別永住者証明書を携帯していることを要しない。

2 特別永住者は、入国審査官、入国警備官、警察官、海上保安官その他法務省令で定める國又は地方公共団体の職員が、その職務の執行に当たり、特別永住者証明書の提示を求めたときは、これを提示しなければならない。

3 前項に規定する職員は、特別永住者証明書の提示を求める場合には、その身分を示す証票を携帯し、請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 特別永住者が特別永住者証明書を携帯する場合には、入管法第二十三条第一項本文の規定は、適用しない。

(本人の出頭義務と代理人による申請等)

第十八条 第四条第一項の許可の申請又は第六条第一項の規定により交付される特別永住許可書の受領は居住地の市町村の事務所に、第五条第一項の許可の申請又は第六条第三項の規定により交付される特別永住許可書の受領は地方入国管理局に、それぞれ自ら出頭して

行わなければならない。

2 前項に規定する申請又は特別永住許可書の受領をしようとする者が十六歳に満たない場合には、当該申請又は特別永住許可書の受領は、その者の親権を行う者又は未成年後見人

規定並びに附則第六条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第一条の規定(入管法第二十三条(見出しを含む)、第五十三条第三項、第七十六条及び第七十七条の二の改正規定を除く)並びに次条から附則第五条まで、附則第四十四条(第六号を除く)及び第五十二条の規定、附則第

六号を除く)及び第五十二条の規定、附則第五十三条中雇用対策法(昭和四十一年法律第百三十二号)第四条第三項の改正規定、附則第五十五条第一項の規定並びに附則第五十七条のうち行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)別表出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)の項中「第二十条第四項」の下に「第二十一条第四項及び」を加え、「第二十一条第四項」を削る改正規定

公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

四 附則第十三条(第六項を除く)、第十四条、第二十七条(第五項を除く)、第三十五条(附則第二十七条第一項に係る部分に限る)及び第四十二条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

五 第一条中入管法第五十三条第三項の改正規定(同項第三号に係る部分に限る) 強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日又はこの法律の公布の日のいづれか遅い日

六 附則第四十四条第六号の規定 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平

成二十一年法律第一号)の施行の日(次号及び附則第五十五条において「刑法等一部改正法施行日」という。)又は第三号に掲げる規定の施行の日(以下「第三号施行日」という。)

七 附則第五十四条の規定 刑法等一部改正法施行日又はこの法律の施行の日(いづれか遅い日

八 附則第五十五条の規定 刑法等一部改正法施行日又はこの法律の施行の日(いづれか遅い日

九 附則第五十六条の規定 刑法等一部改正法施行日又はこの法律の施行の日(いづれか遅い日

十 附則第五十七条の規定 刑法等一部改正法施行日又はこの法律の施行の日(いづれか遅い日

十一 附則第五十八条の規定 刑法等一部改正法施行日又はこの法律の施行の日(いづれか遅い日

十二 附則第五十九条の規定 刑法等一部改正法施行日又はこの法律の施行の日(いづれか遅い日

十三 附則第六十条の規定 刑法等一部改正法施行日又はこの法律の施行の日(いづれか遅い日

十四 附則第六十一条の規定 刑法等一部改正法施行日又はこの法律の施行の日(いづれか遅い日

十五 附則第六十二条の規定 刑法等一部改正法施行日又はこの法律の施行の日(いづれか遅い日

十六 附則第六十三条の規定 刑法等一部改正法施行日又はこの法律の施行の日(いづれか遅い日

十七 附則第六十四条の規定 刑法等一部改正法施行日又はこの法律の施行の日(いづれか遅い日

十八 附則第六十五条の規定 刑法等一部改正法施行日又はこの法律の施行の日(いづれか遅い日

十九 附則第六十六条の規定 刑法等一部改正法施行日又はこの法律の施行の日(いづれか遅い日

二十 附則第六十七条の規定 刑法等一部改正法施行日又はこの法律の施行の日(いづれか遅い日

二十一 附則第六十八条の規定 刑法等一部改正法施行日又はこの法律の施行の日(いづれか遅い日

二十二 附則第六十九条の規定 刑法等一部改正法施行日又はこの法律の施行の日(いづれか遅い日

二十三 附則第七十条の規定 刑法等一部改正法施行日又はこの法律の施行の日(いづれか遅い日

二十四 附則第七十一条の規定 刑法等一部改正法施行日又はこの法律の施行の日(いづれか遅い日

二十五 附則第七十二条の規定 刑法等一部改正法施行日又はこの法律の施行の日(いづれか遅い日

二十六 附則第七十三条の規定 刑法等一部改正法施行日又はこの法律の施行の日(いづれか遅い日

二十七 附則第七十四条の規定 刑法等一部改正法施行日又はこの法律の施行の日(いづれか遅い日

二十八 附則第七十五条の規定 刑法等一部改正法施行日又はこの法律の施行の日(いづれか遅い日

二十九 附則第七十六条の規定 刑法等一部改正法施行日又はこの法律の施行の日(いづれか遅い日

三十 附則第七十七条の規定 刑法等一部改正法施行日又はこの法律の施行の日(いづれか遅い日

三十一 附則第七十八条の規定 刑法等一部改正法施行日又はこの法律の施行の日(いづれか遅い日

三十二 附則第七十九条の規定 刑法等一部改正法施行日又はこの法律の施行の日(いづれか遅い日

三十三 附則第八十条の規定 刑法等一部改正法施行日又はこの法律の施行の日(いづれか遅い日

三十四 附則第八十一条の規定 刑法等一部改正法施行日又はこの法律の施行の日(いづれか遅い日

三十五 附則第八十二条の規定 刑法等一部改正法施行日又はこの法律の施行の日(いづれか遅い日

三十六 附則第八十三条の規定 刑法等一部改正法施行日又はこの法律の施行の日(いづれか遅い日

官報 (号外)

第十七条第一項又は第十八条第一項の規定による届出をした者(除く。)には適用しない。

第十九条 新入管法第十九条の十の規定は、附則第十六条第一項に規定する中長期在留者であつて、第四条の規定による廃止前の外国人登録法(以下「旧外国人登録法」という。)第三条第一項の規定による申請をしていないもの(附則第十

六条第一項の規定による申請をした者を除く。)には、適用しない。

第十二条 新入管法第十九条の十六の規定は、施行日以後に新入管法第十九条の六に規定する上陸許可の証印若しくは許可又は新入管法第二十条第三項本文(新入管法第二十二条の二第三項(新入管法第二十二条の三において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)、第二十一条第三項、第二十二条第二項(新入管法第二十二条の二第四項(新入管法第二十二条の三において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)、第五十条第一項若しくは第六十一条の二の二第一項若しくは第二項の規定による許可を受けた中長期在留者について適用する。

第十三条 本邦に在留資格をもつて在留する外国人で、旧外国人登録法第四条第一項の規定による登録を受け、その有する在留期間(新入管法第二十条第五項(新入管法第二十二条第四項において準用する場合を含む。)の規定により本邦において準用する場合を含む。)の規定により本邦に在留することができる期間を含む。以下この項目及び附則第十五条第二項において同じ。)の満了の日が施行日以後に到来するもののうち、次に掲げる者以外の者(以下「予定中長期在留者」という。)は、附則第一条第四号に定める日から施行日の前日までの間に、法務省令で定める手

続により、法務大臣に対し、在留カードの交付を申請することができる。

一 三月以下の在留期間が決定された者
二 短期滞在の在留資格が決定された者
三 外交又は公用の在留資格が決定された者
四 前三号に準ずる者として法務省令で定めるもの

2 前項の規定による申請は、地方入国管理局に自ら出頭して行わなければならない。
3 予定中長期在留者が十六歳に満たない場合又は疾病その他の事由により自ら第一項の規定による申請をすることができない場合には、当該申請は、次の各号に掲げる者(十六歳に満たない者を除く。)であつて当該予定中長期在留者との同居するものが、当該各号の順位により、当該予定中長期在留者に代わってしなければならない。

4 第一项の規定による申請については、前項に規定する場合のほか、同項各号に掲げる者(十六歳に満たない者を除く。)であつて予定中長期在留者と同居するものが、当該予定中長期在留者に代わってしなければならない。

一 配偶者
二 子
三 父又は母
四 前三号に掲げる者以外の親族
5 第一项の規定による申請については、前項に規定する場合のほか、同項各号に掲げる者(十六歳に満たない者を除く。)であつて予定中長期在留者と同居するものが、当該予定中長期在留者に代わってしなければならない。

6 法務大臣は、施行日以後、第一項の規定による申請をした予定中長期在留者が中長期在留者として本邦に在留するときは、速やかに、入国審査官に、その者に対し、在留カードを交付させるものとする。

第十四条 法務大臣は、施行日前においても、前条第一項の規定による申請に関し、同条第六項の規定による在留カードの交付の準備のため必要があるときは、その職員に事実の調査をさせることができる。

2 前項の規定により登録証明書が在留カードとみなされる場合におけるその有効期間は、次各号に掲げる中長期在留者の区分に応じ、当該各号に定める日が経過するまでの期間とする。

一 永住者 施行日から起算して三年を経過する日

2 入国審査官又は入国警備官は、前項の調査のため必要があるときは、関係人に対し、出頭を求める、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。

3 法務大臣、入国審査官又は入国警備官は、第一項の調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができるものとする。

第十五条 中長期在留者が所持する旧外国人登録法に規定する外国人登録証明書(以下「登録証明書」という。)は、新入管法第十九条の九、第十九条の十一第一項及び第二項、第十九条の十二第一項、第十九条の十三第一項から第三項まで、第十九条の十四、第十九条の十五、第二十条第三条、第二十六条の二第一項、第六十一条の九第一項及び同条第二項において準用する新入管法第十九条の七第二項に係る部分に限る。以下この登録証明書を所持する中長期在留者は、前項において同じ。)並びに第六十一条の九の三第三項及び第三項(いずれも同条第一項第一号に係る部分に限り、これらの規定を附則第十九条

第二項において準用する場合を含む。)並びに附則第十七条(第一項第一号及び第二号に係る部分に限る。)及び第十九条第一項附則第十七条第一項及び同条第二項において準用する新入管法第十九条の七第二項に係る部分に限る。)の規定(これららの規定に係る罰則を含む。)の適用については、在留カードとみなす。

2 前項の規定により登録証明書が在留カードとみなされる場合におけるその有効期間は、次各号に掲げる中長期在留者の区分に応じ、当該各号に定める日が経過するまでの期間とする。

一 永住者 施行日から起算して三年を経過する日

2 入管法別表第一の五の表の上欄の在留資格を決定され、同表の下欄(ニに係る部分を除く。)に掲げる活動を指定された者 在留期間の満了の日又は前号に定める日のいずれか早い日

3 前二号に掲げる者以外の者 在留期間の満了の日(施行日に十六歳に満たない者にあつては、在留期間の満了の日又は十六歳の誕生日のいずれか早い日)

3 第一项の規定により在留カードとみなされる登録証明書を所持する中長期在留者は、前項に規定するその有効期間が満了する前に、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し、在留カードの交付を申請することができる。

4 法務大臣は、前項の規定による申請があつた場合には、入国審査官に、当該中長期在留者に対し、在留カードを交付させるものとする。

第十六条 この法律の施行の際現に登録証明書を所持しない中長期在留者は、附則第十三条第一項の規定による在留カードの交付の申請をした場合を除き、施行日(施行日において本邦から出国している場合にあっては、施行日以後最初に入国した日)から十四日以内に、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し、在留カードの交付を申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する中長期在留者が、施行日の一月前から施行日の前日までの間に、旧外国人登録法第三条第一項又は第七条第一項の規定による申請をし、この法律の施行の際現に当該申請に係る登録証明書の交付を受けていないときは、施行日において、前項の規定による申請をしたものとみなす。

3 法務大臣は、第一項の規定による申請があつた場合には、入国審査官に、当該中長期在留者に対し、在留カードを交付させるものとする。

第十七条 旧外国人登録法第四条第一項の規定による登録を受け、施行日の前日において同項に規定する外国人登録原票(以下「登録原票」といふ。)に登録された居住地が住居地に該当しない中長期在留者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から十四日以内に、法務省令で定める手続により、住居地の市町村(東京都の特別区の存する区域及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区。以下同じ。)の長に対し、在留カードを提出した上、当該住居地の市町村の長を経由して、法務

大臣に対し、その住居地を届け出なければならない。

一 この法律の施行の際現に登録証明書を所持し、施行日に住居地がある場合 施行日(施行日において本邦から出国している場合にあっては、施行日以後最初に入国した日)から十四日以内に、新入管法第十九条の七第二項の規定は、前項

二 この法律の施行の際現に登録証明書を所持し、施行日後に住居地を定めた場合 住居地を定めた日

三 この法律の施行の際現に登録証明書を所持せず、施行日に住居地がある場合 前条第三項の規定により在留カードの交付を受けた日

四 この法律の施行の際現に登録証明書を所持せず、施行日後に住居地を定めた場合 住居地を定めた日又は前条第三項の規定により在留カードの交付を受けた日

2 新入管法第十九条の七第二項の規定は、前項の規定による在留カードの提出があつた場合に準用する。

3 第一項に規定する中長期在留者が、在留カードを提出して住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十六の規定による届出をしたときは、当該届出は同項に規定する外国人登録原票(以下「登録原票」といふ。)に登録された居住地が住居地に該当しない中長期在留者であつて、旧外国人登録法第三条第一項の規定による申請をしていないもの

2 新入管法第六十一条の九の三第二項及び第三項の規定は、前項に規定する受領、申請又は届出の手続について準用する。

第十八条 この法律の施行の際現に本邦に在する中長期在留者であつて、旧外国人登録法第三条第一項の規定による申請をしていないもの

2 新入管法第二十二条の四第一項第五号の規定は、施行日以後に偽りその他不正の手段により、新入管法第五十条第一項又は第六十一条の二第二項の規定による許可を受けた者について適用する。

第二十一条 この法律の施行の際現に新入管法第二十二条の四第一項第五号の規定は、施行日以後に偽りその他不正の手段により、新入管法第五十条第一項又は第六十一条の二第二項の規定による許可を受けた者について適用する。

2 新入管法第五十条第一項又は第六十一条の二第二項の規定による許可を受けた者は、附則第十六条第三項の規定により在留カードの交付を受けた日(当該日に住居地がない場合にあっては、その後に住居地を定めた日)から十四日以内に、法務省令で定める手続により、住居地の市町村の長に対し、在留カードを提出した上、当該住居地の市町村の長を経由して、法務

大臣に対し、その住居地を届け出なければならない。

2 新入管法第十九条の七第二項の規定は、前項の規定による在留カードの提出があつた場合に準用する。

3 第一項に規定する中長期在留者が、在留カードを提出して住民基本台帳法第三十条の四十六を提出して住民基本台帳法第三十条の四十六

第十九条 附則第十三条第六項、第五十五条第四項若しくは第十六条第三項の規定により交付される在留カードの受領又は附則第十五条第三項若しくは第十六条第一項の規定による申請は地方入国管理局に、附則第十七条第一項若しくは前条第一項の規定による届出又は附則第十七条第二項及び前条第二項において準用する新入管法第十九条の七第二項の規定により返還される在留カードの受領は住居地の市町村の事務所に、それぞれ自ら出頭して行わなければならない。

第二十三条 法務大臣は、附則第十七条第一項又は第十八条第一項に規定する中長期在留者について、次の各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、当該中長期在留者が現に有する在留資格を取り消すことができる。

一 施行日から九十日以内に、法務大臣に、住居地の届出をしないこと(届出をしないこと

につき正当な理由がある場合を除く。)

二 法務大臣に、虚偽の住居地を届け出たこと。

2 前項に規定する在留資格の取消しの手続については、新入管法の規定を準用する。

第二十四条 附則第三十七条又は第三十九条の罪により懲役に処せられた外国人については、本邦からの退去を強制することができる。

2 前項に規定する退去強制の手続については、新入管法の規定を準用する。

(第二条の規定による特例法の一部改正に伴う経過措置等)

第二十五条 第二条の規定による改正後の特例法(以下「新特例法」という。)第十条の規定は、附則第三十条第一項及び第三十一条第一項に規定

規定の適用については、同号中「継続して三月」とあるのは、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第

二十二条 施行日前に旧外国人登録法の規定に違反する行為を行い、施行日前又は施行日以後に禁錮以上の刑に処せられた者(執行猶予の言渡しを受けた者を除く。)に対する退去強制については、なお従前の例による。

第二十二条 施行日前に旧外国人登録法の規定に違反する行為を行い、施行日前又は施行日以後に禁錮以上の刑に処せられた者(執行猶予の言渡しを受けた者を除く。)に対する退去強制については、なお従前の例による。

第二十三条 法務大臣は、附則第十七条第一項又は第十八条第一項に規定する中長期在留者について、次の各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、当該中長期在留者が現に有する在留資格を取り消すことができる。

一 施行日から九十日以内に、法務大臣に、住居地の届出をしないこと(届出をしないこと

につき正当な理由がある場合を除く。)

二 法務大臣に、虚偽の住居地を届け出たこと。

2 前項に規定する在留資格の取消しの手続については、新入管法の規定を準用する。

第二十四条 附則第三十七条又は第三十九条の罪により懲役に処せられた外国人については、本邦からの退去を強制することができる。

2 前項に規定する退去強制の手続については、新入管法の規定を準用する。

(第二条の規定による特例法の一部改正に伴う経過措置等)

第二十五条 第二条の規定による改正後の特例法(以下「新特例法」という。)第十条の規定は、附則第三十条第一項及び第三十一条第一項に規定

官報(号外)

する特別永住者(その住居地について、附則第三十条第一項又は第三十一条第一項の規定による届出をした者を除く。)には、適用しない。

第二十六条 新特例法第十一条の規定は、附則第二十九条第一項に規定する特別永住者であつて、旧外国人登録法第三条第一項の規定による申請をしていないもの(附則第二十九条第一項の規定による申請をした者を除く。)には、適用しない。

第二十七条 施行日前に、本邦に在留する特別永住者であつて、旧外国人登録法第四条第一項の規定による登録を受けているものは、附則第一条第四号に定める日から施行日の前日までの間に、法務省令で定める手続により、居住地の市町村の長を経由して、法務大臣に対し、特別永住者証明書の交付を申請することができる。

2 前項の規定による申請は、居住地の市町村の事務所に自ら出頭して行わなければならない。

3 附則第十三条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定による申請の手続について準用する。

4 第一項に規定する特別永住者が、施行日の二ヶ月前から施行日の前日までの間に、旧外国人登録法第六条第一項、第六条の二第一項若しくは第二項又は第十一条第一項の規定による申請をしたときは、その時に、第一項の規定による申請をしたものとみなす。

5 法務大臣は、施行日以後、第一項の規定による申請をした特別永住者が特別永住者として本邦に在留するときは、速やかに、居住地の市町村の長を経由して、その者に對し、特別永住者証明書を交付するものとする。

第二十八条 特別永住者が所持する登録証明書

は、新特例法第十条(第一項及び第四項を除く。)、第十二条第一項及び第二項、第十三条第一項、第十四条第一項から第三項まで、第十五条から第十七条まで、第十九条第一項(新特例法第十条第二項及び第三項に係る部分に限る。以下この項において同じ。)、第十九条第三項及び第三項(いずれも同条第一項に係る部分に限り、これらの規定を附則第三十二条第二項において準用する場合を含む。)並びに第二十三条第二項及び第三項に係る部分に限る。)及び第三十二条第一項(附則第三十条第一項及び同条第二項において準用する新特例法第十条第三項に係る部分に限る。)の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、特別永住者証明書とみなす。

2 前項の規定により登録証明書が特別永住者証明書とみなされる場合におけるその有効期間は、次の各号に掲げる特別永住者の区分に応じ、当該各号に定める日が経過するまでの期間とする。

3 第一項の規定により特別永住者証明書とみなされる登録証明書を所持する特別永住者は、前項に規定するその有効期間が満了する前に、法務省令で定める手続により、居住地の市町村の長を経由して、法務大臣に対し、特別永住者証明書の交付を申請することができる。

4 法務大臣は、前項の規定による申請があつた場合には、居住地の市町村の長を経由して、当該特別永住者に対し、特別永住者証明書を交付するものとする。

第二十九条 この法律の施行の際現に登録証明書を所持しない特別永住者は、附則第二十七条第一項の規定による特別永住者証明書の交付の申請をした場合を除き、施行日(施行日において本邦から出国している場合にあっては、施行日以後最初に入国した日)から十四日以内に、法務省令で定める手続により、居住地の市町村の長を経由して、法務大臣に対し、特別永住者証明書の交付を申請しなければならない。

2 前項の規定にかかるわらず、同項に規定する特別永住者が、施行日の一月前から施行日の前日までの間に、旧外国人登録法第三条第一項又は

3 第一項に規定する特別永住者が、特別永住者証明書を提出して住民基本台帳法第三十条の四

は、新特例法第十条(第一項及び第四項を除く。)、第十二条第一項及び第二項、第十三条第一項、第十四条第一項から第三項まで、第十五条から第十七条まで、第十九条第一項(新特例法第十条第二項及び第三項に係る部分に限る。以下この項において同じ。)、第十九条第三項及び第三項(いずれも同条第一項に係る部分に限り、これらの規定を附則第三十二条第二項において準用する場合を含む。)並びに第二十三条第二項及び第三項に係る部分に限る。)及び第三十二条第一項(附則第三十条第一項及び同条第二項において準用する新特例法第十条第三項に係る部分に限る。)の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、特別永住者証明書とみなす。

2 前項の規定により登録証明書が特別永住者証明書とみなされる場合におけるその有効期間は、次の各号に掲げる特別永住者の区分に応じ、当該各号に定める日が経過するまでの期間とする。

3 第一項の規定により特別永住者証明書とみなされる登録証明書を所持

4 法務大臣は、前項の規定による申請があつた場合には、施行日以後最初に入国した日)から十四日以内に、法務大臣に対し、特別永住者証明書を交付するものとする。

当該特別永住者に対し、特別永住者証明書を交付するものとする。

第三十条 旧外国人登録法第四条第一項の規定による登録を受け、施行日の前日において登録原

票に登録された居住地が住居地に該当しない特別永住者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から十四日以内に、法

務省令で定める手続により、居住地の市町村の長に対し、特別永住者証明書を提出した上、当該市町村の長を経由して、法務大臣に対し、そ

の住居地を届け出なければならない。

1 この法律の施行の際現に登録証明書を所持し、施行日に住居地がある場合(施行日(施

行日において本邦から出国している場合にあつては、施行日以後最初に入国した日)から十四日以内に、法務大臣に対し、特別永住者証明書を交付するものとする。

2 この法律の施行の際現に登録証明書を所持し、施行日後に住居地を定めた場合(住居地を定めた日又は前条第三項の規定により特別永住者証明書の交付を受けた日)

3 この法律の施行の際現に登録証明書を所持せず、施行日後に住居地を定めた場合(住居地を定めた日又は前条第三項の規定により特別永住者証明書の交付を受けた日)のいずれか

2 新特例法第十条第三項の規定は、前項の規定による特別永住者証明書の提出があつた場合に準用する。

3 第一項に規定する特別永住者が、特別永住者証明書を提出して住民基本台帳法第三十条の四

十六の規定による届出をしたときは、当該届出

に、許可証を返納しなければならない。

一 同居の親族

第八条第七項中「死亡届出義務者等」を「第四

い者」に改める

「同項」に改め、同項第三号中「第七十三条の二」を「第七十三条の二第一項」に改める。
（雇用対策法の一部改正）

適用については、同表第二十六号中「不法就労助長」、第七十四条」とあるのは、「不法就労助長」、第七十三条の三（在留カード偽造等）、第七十三条の四（偽造在留カード等所持）、第七十三条の五（在留カード偽造等準備）、第七十四条とする。

埋に関する特例法 四八

第五十条 道路交通法(昭和三十五年法律第百五

第一百七条の二中「を、又は外国人登録法(昭和

録を受けている者が出入国管理及び難民認定

二十六条の二第一項(日本国との平和条約に基

関する特例法(平成三年法律第七十一号)第二十

三、第二項に規定する場合を除むるときは、定により出入国管理及び難民認定法第二十六条

第一項の規定による再入国の許可を受けたものとみなされる場合を含む。)又は出入国管理及び

「障害者の雇用の促進等に関する法律」一部改正案

第五十一条 亞 障害者の雇用の促進等に関する法律

(昭和二十五年法律第二百一十二号)の一部を次のように改正する。

第七十四条の三第三項第一号中第七十三条の二第一項を「第七十三条の二」に、「同項」を

「同条」に改め、同項第三号中「第七十三条の二第一項」を「第七十三條の二に改める。

第五十二条 障害者の雇用の促進等に関する法律
の一部を次のように改正する。

第七十四条の三第三項第一号中「第七十三条の二を「第七十三条の二第一項」こ、「同条一

第五十五条 第三号施行日が刑法等一部改正法施行日前である場合には、施行日(刑法等一部改訂法施行日前である場合にあつては、施行日が施行日前である場合にあつては、施行日(刑法等一部改訂法施行日前までの間ににおける組織的犯罪处罚法別表の規定の適用については、同表第二十六号中「第七十三条の二第一項」とあるのは、「第七十三条の二」とする。)施行日が刑法等一部改正法施行日前である場合には、刑法等一部改正法施行日の前日まで合には、刑法等一部改正法施行日の前日までにおける組織的犯罪处罚法別表の規定の間における組織的犯罪处罚法別表の規定の

第七条中、「第三号又は第五号」を「又は第四号」に改める。
(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正)
第五十七条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を次のように改正する。
別表出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)の項中「第十一条第一項」の下に「第十九条の七第一項、第十九条の八

第三項、第十三項第二項及び第十四項に
おいて準用する場合を含む。」を加える。
(競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部改正)
第五十八条 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成十八年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第

官 報 (号 外)

五号とし、同条第九項中「第四号又は第六号」を第三号又は第五号に改め、「又は第三号」を削り、「同項第五号」を「同項第四号」に改める。
 (法務省設置法の一部改正)
 第五十九条 法務省設置法 平成十一年法律第九十三号の一部を次のように改正する。
 第四条中第三十五号を削り、第三十六号を第三十五号とし、第三十七号から第四十号までを一号ずつ繰り上げる。
 附則中第三項を削り、第四項を第三項とする。

修生等の保護の強化を図る等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。
 1 新たな在留管理制度の導入に係る措置
 (一) 法務大臣は、在留資格をもつて我が国に中長期間在留する外国人に対し、基本的身分事項、在留資格・在留期間等を記載した在留カードを交付すること。
 (二) 在留カードの交付を受けた外国人は、上陸後に定めた住居地を一定期間内に市町村の長を経由して法務大臣に届け出なければならず、在留カードの記載事項のほか、その在留資格に応じて所属機関や身分関係に変更があつた場合には法務大臣に届け出なければならないものとすること。
 (三) 法務大臣が外国人の所属機関から情報の提供を受けられるようにし、届出事項について事実の調査をすることができるようになるほか、在留資格の取消制度、罰則・退去強制事由等を整備すること。
 (四) 適法に在留する外国人については、在留期間の上限を五年に引き上げるとともに、有効な旅券及び在留カードを所持する外国人については、一年以内の再入国を原則として許可を受けることなく可能とすること。

(五) 新たな在留管理制度の対象とはならない特別永住者については、外国人登録証明書に替えて、特別永住者証明書を交付するなど、基本的には、現行制度を実質的に維持しつつも、原則として許可を受けることなく二年以内の再入国を可能とするなどの利便性を向上させる措置をとること。
 2 外国人研修制度の見直しに係る措置
 現行の在留資格「研修」の活動のうち実務研修を伴うものについて、労働関係法令の適用の対象とするため、及び、この活動に従事し、一定の技能等を修得した者がその修得した技能等を要する業務に従事するための活動を在留資格「技能実習」として整備すること。
 3 在留資格「留学」と「就学」の一本化
 在留資格「留学」と「就学」の区分をなくし、「留学」の在留資格に一本化すること。
 4 入国者収容所等の視察委員会の設置
 入国者収容所等の適正な運営に資するため、入国者収容所等視察委員会を設置すること。

5 捷問等禁止条約等の送還禁止規定の明文化
 退去強制を受ける者を送還する場合の送還先に、捷問及び他の残酷な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約第三条第一項等に規定する国を含まないことを明確に規定すること。
 6 在留期間更新申請等をした者の在留期間の特例に係る措置
 在留期間の満了の日までに在留期間更新申請等をした場合において、申請に対する処分が在留期間の満了までにされないときは、当該外国人は、その在留期間の満了後も、当該処分がされる日又は従前の在留期間の満了の日から二月を経過する日のいずれか早い日まで、引き続き当該在留資格をもつて本邦に在留することができるものとすること。
 7 上陸拒否の特例に係る措置
 上陸拒否事由に該当する特定の事由がある場合であつても、法務大臣が相当と認めるとき、上陸を拒否しないことができる規定を設けること。
 8 乗員上陸の許可を受けた者の乗員手帳等の携帯・提示義務に係る措置
 乗員上陸の許可を受けた者について、乗員の退去強制事由等の整備に係る措置
 不法就労助長行為に係る退去強制事由等の整備を行うこと。
 9 不法就労助長行為等に的確に対処するための退去強制事由等の整備に係る措置
 上陸許可書に加えて旅券又は乗員手帳の携帯・提示義務を課するものとすること。

ること等について、修正する必要があると認め、別紙のとおり、これを修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十一年六月十九日

法務委員長 山本 幸三

衆議院議長 河野 洋平殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

(出入国管理及び難民認定法の一部改正)

第一条 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正す。

別表第一中「第十九条」の下に「第二十条の二」を加え、同表の二の表に次のように加える。

年政令第三百十九号(第二十一条第一項の二)を

第二条 出入国管理及び難民認定法の一部を次のように改正する。
目次中「第一節 在留、在留資格の変更及
第三節 出国(第二十五条第一項の二)を
第二取消し等(第十九条第一項の二)を
第六条(第三項)を

第一節 在留、在留資格の変更及
第二款 在留中の活動(第十九条第一項の二)を
第三節 在留の条件(第二十三条第一項の二)を
第四節 出国(第二十五条第一項の二)を

第二取消し等(第十九条第一項の二)を
第六条(第三項)を

第一節 在留、在留資格の変更及
第二款 在留中の活動(第十九条第一項の二)を
第三節 在留の条件(第二十三条第一項の二)を
第四節 出国(第二十五条第一項の二)を

第二取消し等(第十九条第一項の二)を
第六条(第三項)を

第一節 在留、在留資格の変更及
第二款 在留中の活動(第十九条第一項の二)を
第三節 在留の条件(第二十三条第一項の二)を
第四節 出国(第二十五条第一項の二)を

第二取消し等(第十九条第一項の二)を
第六条(第三項)を

第一節 在留、在留資格の変更及
第二款 在留中の活動(第十九条第一項の二)を
第三節 在留の条件(第二十三条第一項の二)を
第四節 出国(第二十五条第一項の二)を

第二取消し等(第十九条第一項の二)を
第六条(第三項)を

第一節 在留、在留資格の変更及
第二款 在留中の活動(第十九条第一項の二)を
第三節 在留の条件(第二十三条第一項の二)を
第四節 出国(第二十五条第一項の二)を

第二取消し等(第十九条第一項の二)を
第六条(第三項)を

第一節 在留、在留資格の変更及
第二款 在留中の活動(第十九条第一項の二)を
第三節 在留の条件(第二十三条第一項の二)を
第四節 出国(第二十五条第一項の二)を

第二取消し等(第十九条第一項の二)を
第六条(第三項)を

第一節 在留、在留資格の変更及
第二款 在留中の活動(第十九条第一項の二)を
第三節 在留の条件(第二十三条第一項の二)を
第四節 出国(第二十五条第一項の二)を

第二取消し等(第十九条第一項の二)を
第六条(第三項)を

第一節 在留、在留資格の変更及
第二款 在留中の活動(第十九条第一項の二)を
第三節 在留の条件(第二十三条第一項の二)を
第四節 出国(第二十五条第一項の二)を

第二取消し等(第十九条第一項の二)を
第六条(第三項)を

第一節 在留、在留資格の変更及
第二款 在留中の活動(第十九条第一項の二)を
第三節 在留の条件(第二十三条第一項の二)を
第四節 出国(第二十五条第一項の二)を

第二取消し等(第十九条第一項の二)を
第六条(第三項)を

第一節 在留、在留資格の変更及
第二款 在留中の活動(第十九条第一項の二)を
第三節 在留の条件(第二十三条第一項の二)を
第四節 出国(第二十五条第一項の二)を

第二取消し等(第十九条第一項の二)を
第六条(第三項)を

第一節 在留、在留資格の変更及
第二款 在留中の活動(第十九条第一項の二)を
第三節 在留の条件(第二十三条第一項の二)を
第四節 出国(第二十五条第一項の二)を

第二取消し等(第十九条第一項の二)を
第六条(第三項)を

第一節 在留、在留資格の変更及
第二款 在留中の活動(第十九条第一項の二)を
第三節 在留の条件(第二十三条第一項の二)を
第四節 出国(第二十五条第一項の二)を

第二取消し等(第十九条第一項の二)を
第六条(第三項)を

第一節 在留、在留資格の変更及
第二款 在留中の活動(第十九条第一項の二)を
第三節 在留の条件(第二十三条第一項の二)を
第四節 出国(第二十五条第一項の二)を

第二取消し等(第十九条第一項の二)を
第六条(第三項)を

第一節 在留、在留資格の変更及
第二款 在留中の活動(第十九条第一項の二)を
第三節 在留の条件(第二十三条第一項の二)を
第四節 出国(第二十五条第一項の二)を

第二取消し等(第十九条第一項の二)を
第六条(第三項)を

第一節 在留、在留資格の変更及
第二款 在留中の活動(第十九条第一項の二)を
第三節 在留の条件(第二十三条第一項の二)を
第四節 出国(第二十五条第一項の二)を

第二取消し等(第十九条第一項の二)を
第六条(第三項)を

第一節 在留、在留資格の変更及
第二款 在留中の活動(第十九条第一項の二)を
第三節 在留の条件(第二十三条第一項の二)を
第四節 出国(第二十五条第一項の二)を

第二取消し等(第十九条第一項の二)を
第六条(第三項)を

第一節 在留、在留資格の変更及
第二款 在留中の活動(第十九条第一項の二)を
第三節 在留の条件(第二十三条第一項の二)を
第四節 出国(第二十五条第一項の二)を

第二取消し等(第十九条第一項の二)を
第六条(第三項)を

第一節 在留、在留資格の変更及
第二款 在留中の活動(第十九条第一項の二)を
第三節 在留の条件(第二十三条第一項の二)を
第四節 出国(第二十五条第一項の二)を

第二取消し等(第十九条第一項の二)を
第六条(第三項)を

第一節 在留、在留資格の変更及
第二款 在留中の活動(第十九条第一項の二)を
第三節 在留の条件(第二十三条第一項の二)を
第四節 出国(第二十五条第一項の二)を

第二取消し等(第十九条第一項の二)を
第六条(第三項)を

第一節 在留、在留資格の変更及
第二款 在留中の活動(第十九条第一項の二)を
第三節 在留の条件(第二十三条第一項の二)を
第四節 出国(第二十五条第一項の二)を

第二取消し等(第十九条第一項の二)を
第六条(第三項)を

技能実習
一次のイ又はロのいずれかに該当する活動
イ 本邦の公私の機関の外国にある事業所の職員又は本邦の公私の機関と法務省令で定める事業上の関係を有する外国の公私の機関に
ある事業所の職員がこれらの本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所に受け入れられて行う当
該活動に必要な知識の修得をする活動を含む。)
ロ 法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない団体により受け入れられて行う知識の修得及び当該団体の策定した計画に基づき、
当該団体の○責任及び
該機関の業務に従事して行う技能等の修得をする活動

二次のイ又はロのいずれかに該当する活動

イ 前号イに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動
ロ 前号ロに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動
○責任及び
○監理の下に当該業務に従事するものに限る。)

四 許可の種類及び年月日
五 在留カードの番号、交付年月日及び有効期間の満了の日
六 就労制限の有無
七 第十九条第二項の規定による許可を受けているときは、その旨

2 市町村の長は、前項の規定による在留カードを提出した上、当該市町村の長を経由して、法務大臣に対し、その住居地を届け出なければならない。

2 前項第五号の在留カードの番号は、法務省令で定めるところにより、在留カードの交付再交付を含むことに異なる番号を定めるものとする。

3 在留カードには、法務省令で定めるところにより、中長期在留者の写真を表示するものとする。この場合において、法務大臣は、第六条第三項の規定その他法務省令で定める法令の規定により当該中長期在留者から提供された写真を利用することができる。

4 前二項に規定するもののほか、在留カードの様式、在留カードに表示すべきものその他在留カードについて必要な事項は、法務省令で定める。

5 法務大臣は、法務省令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事項及び前二項の規定により表示されるものについて、その全部又は一部を、在留カードに電磁的方式により記録することができる。

6 法務省令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事項及び前二項の規定により表示されるものについて、その全部又は一部を、在留カードに電磁的方式により記録することができる。

7 前二項に規定するもののほか、在留カードの番号を定めるものとする。

8 前二項に規定するもののほか、在留カードの番号を定めるものとする。

9 前二項に規定するもののほか、在留カードの番号を定めるものとする。

10 前二項に規定するもののほか、在留カードの番号を定めるものとする。

11 前二項に規定するもののほか、在留カードの番号を定めるものとする。

12 前二項に規定するもののほか、在留カードの番号を定めるものとする。

13 前二項に規定するもののほか、在留カードの番号を定めるものとする。

14 前二項に規定するもののほか、在留カードの番号を定めるものとする。

15 前二項に規定するもののほか、在留カードの番号を定めるものとする。

16 前二項に規定するもののほか、在留カードの番号を定めるものとする。

17 前二項に規定するもののほか、在留カードの番号を定めるものとする。

18 前二項に規定するもののほか、在留カードの番号を定めるものとする。

19 前二項に規定するもののほか、在留カードの番号を定めるものとする。

20 前二項に規定するもののほか、在留カードの番号を定めるものとする。

21 前二項に規定するもののほか、在留カードの番号を定めるものとする。

22 前二項に規定するもののほか、在留カードの番号を定めるものとする。

第三十九条の十二第一項若しくは第三十九条の十三第三項の規定による申請をしなかつたときは、五万円以下の過料に処する。

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第六条の次に次の十三条を加える。

（特別永住者証明書の交付）

第七条（略）

（特別永住者証明書の記載事項等）

第八条 特別永住者証明書の記載事項は、次に掲げる事項とする。ただし、その交付を受けた特別永住者に居住地（本邦における主たる住居の所在地をいう。以下同じ。）がないときは、第二号に掲げる事項を記載することを要しない。

一 氏名、生年月日、性別及び国籍の属する国又は入管法第二条第五号口に規定する地域

二 住居地

三 特別永住者証明書の番号、交付年月日及び有効期間の満了の日

前項第三号の特別永住者証明書の番号は、法務省令で定めるところにより、特別永住者証明書の交付（再交付を含む。）ごとに異なる番号を定めるものとする。

特別永住者証明書には、法務省令で定めるところにより、特別永住者の写真を表示するものとする。この場合において、法務大臣は、法務省令で定める法令の規定により当該

3 市町村の長は、前二項の規定による特別永住者証明書の提出があつた場合には、当該特

4 前二項に規定するもののほか、特別永住者の証明書の様式、特別永住者証明書に表示すべきものその他特別永住者証明書について必要な事項は、法務省令で定める。

5 法務大臣は、法務省令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事項及び前二項の規定により表示されるものについて、その全部又は一部を、特別永住者証明書に電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式をいいう。）により記録することができる。

（特別永住者証明書の有効期間）

第九条（略）

（住居地の届出）

第十条 住居地の記載のない特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者は、住居地を定めた日から十四日以内に、法務省令で定める手続により、住居地の市町村の長に対し、当該特別永住者証明書を提出した上、当該市町村の長を経由して、法務大臣に対し、その住居地を届け出なければならない。

2 特別永住者は、住居地を変更したときは、新住居地（変更後の住居地をいう。以下同じ。）に移転した日から十四日以内に、法務省令で定める手続により、新住居地の市町村の長に対し、特別永住者証明書を提出した上、当該市町村の長を経由して、法務大臣に対し、その新住居地を届け出なければならない。

別永住者証明書にその居住地又は新居住地の記載(第八条第四項)の規定による記録を含む。)をし、これを当該特別永住者に返還するものとする。

4 第一項に規定する特別永住者が、特別永住者証明書を提出して住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十六の規定による届出をしたときは、当該届出は同項の規定による届出とみなす。

5 特別永住者第一項に規定する特別永住者を除く。)が特別永住者証明書を提出して住民基本台帳法第二十二条、第二十三条又は第三十条の四十六の規定による届出をしたときは、当該届出は第二項の規定による届出となる。

(住居地以外の記載事項の変更届出)

第十一條 (略)

(特別永住者証明書の有効期間の更新)

第十二条 (略)

(紛失等による特別永住者証明書の再交付)

第十三条 (略)

(汚損等による特別永住者証明書の再交付)

第十四条 特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者は、当該特別永住者証明書が著しく毀損し、若しくは汚損し、又は第八条第四項の規定による記録が毀損したとき○は、法務省令で定める手続により、居住地の市町村の長を経由して、法務大臣に対し、特別永住者証明書の再交付を申請することができる。特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者が、毀損等の場合以外の場合であつて特別永住者証明書の交換を希望するとき(正当な理由がないと認められるときを除く。)も、同様

2 特別永住者は、入国審査官、入国警備官、
警察官、海上保安官その他法務省令で定める
國又は地方公共團体の職員が、その職務の執
行に当たり、特別永住者証明書の提示を求め
たときは、これを提示しなければならない。

3 前項の規定による命令を受けた特別永住者
は、当該命令を受けた日から十四日以内に、
法務省令で定める手続により、居住地の市町
村の長を経由して、法務大臣に対し、特別永
住者証明書の再交付を申請しなければならな
い。

4 第十一条第二項及び第三項の規定は、第一
項又は前項の規定による申請があつた場合に
準用する。

5 特別永住者は、第一項後段の規定による申請に基づき前項
において準用する第十一条第二項の規定により特別永住者証
明書の交付を受けるときは、実費を勘案して政令で定める額
の手数料を納付しなければならない。

(特別永住者証明書の失効)

第十五条 (略)

(特別永住者証明書の返納)

第十六条 (略)

(特別永住者証明書の受領、携帯及び提示)
○等
第十七条 特別永住者は、法務大臣が交付し、
又は市町村の長が返還する特別永住者証明書
を受領し、常にこれを携帯していなければな
らない。ただし、十六歳に満たない者は、特
別永住者証明書を携帯していることを要しな
い。

3 前項に規定する職員は、特別永住者証明書の提示を求める場合には、その身分を示す証票を携帯し、請求があるときは、これを提示しなければならない。
4 特別永住者が特別永住者証明書を携帯する場合には、入管法第二十三条第一項本文の規定○(これに係る罰則を含む)に付する。(略)
(本人の出頭義務と代理人による申請等)
第十八条 (略)
(本人の出頭義務と代理人による届出等)
第十九条 第十条第一項若しくは第二項若しくは第十一条第一項の規定による届出、第十条第三項の規定により返還され、若しくは第十九条第十一条第一項若しくは第二項若しくは第十一条第一項の規定による届出等) ほか、同項各号に掲げる者(十六歳に満たない者を除く)であつて特別永住者と同居するものが当該特別永住者の依頼により当該特別永住者に代わつてする場合その他法務省令で定める場合には、第一項の規定にかかわらず、当該特別永住者が自ら出頭してこれを行ふことを要しない。
本則に次の見出し及び十一条を加える。

一 配偶者
二 子
三 父又は母
四 前三号に掲げる者以外の親族
三 届出等については、前項に規定する場合のほか、同項各号に掲げる者(十六歳に満たない者を除く)であつて特別永住者と同居するものが当該特別永住者の依頼により当該特別永住者に代わつてする場合その他法務省令で定める場合には、第一項の規定にかかわらず、当該特別永住者が自ら出頭してこれを行ふことを要しない。

一 第一条のうち出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)第五十三条第三項の改正規定(同項第三号に係る部分を除く。)及び第二条のうち日本国との平和条約に基づき日本国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(以下「特例法」という。)第八条中「第七十条第八号」を「第七十条第一項第八号」に改める改正規定○(並びに附則第六十条の規定)公布の日
二 第一条中入管法第二十三条(見出しを含む)、第七十六条及び第七十七条の二の改正規定並びに附則第六条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日
三 第一条の規定(入管法第二十三条(見出しを含む)、第五十三条第三項、第七十六条及び第七十七条の二の改正規定を除く。)並びに次条から附則第五条まで、附則第四十四条(第六号を除く。)及び第五十一条の規定、附則第五十二条中雇用対策法(昭和四十一年法律第二百三十二条)第四条第三項の改正規定、附則第五十五条第一項の規定並びに附則第五十七条のうち行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第二百五十一号)別表出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)の項中「第二十条第四項」の下に「第二十一条第四項及び」を加え、「第二十二条第四項」を削る改正規定
四 附則第十三条(第六項を除く。)、第十四条、第二十七条第五項を除く。)、第三十五条

当該各号に定める日から施行する。
一 第一条のうち出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)第五十三条第三項の改正規定(同項第三号に係る部分を除く。)及び第二条のうち日本国との平和条約に基づき日本国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(以下「特例法」という。)第八条中「第七十条第八号」を「第七十条第一項第八号」に改める改正規定○(並びに附則第六十条の規定)公布の日
二 第一条中入管法第五十三条第二項の改正規定(同項第三号に係る部分に限る。)強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日又はこの法律の公布の日)のいざれか遅い日
三 附則第四十四条第六号の規定 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第二号)の施行の日(次号及び附則第五十五条において「刑法等一部改正法施行日」という。)又は第三号に掲げる規定の施行の日(以下「第三号施行日」という。)
四 第二十六条(略) 第二十七条(略) 第二十八条(略) 第二十九条(略) 第三十条(略) 第三十一条(略) 第三十二条(略) (過料)
五 第一条中入管法第五十三条第二項の改正規定(同項第三号に係る部分に限る。)強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日又はこの法律の公布の日)のいざれか遅い日
六 附則第四十四条第六号の規定 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第二号)の施行の日(次号及び附則第五十五条において「刑法等一部改正法施行日」という。)又は第三号に掲げる規定の施行の日(以下「第三号施行日」という。)
七 附則第五十四条の規定 刑法等一部改正法施行日又はこの法律の施行の日のいざれか遅い日
八 第十五条 中長期在留者が所持する旧外国人登録法に規定する外国人登録証明書(以下「登録証明書」という。)は、新入管法第十九条の九、第十九条の十一第一項及び第二項、第十九条の十二第一項、第十九条の十三第一項から第三項までの(第一項後段を除く)第十九条の十四、第十九条の十五、第二十三条、第二十六条の二第一項、第六十二条の三第一項第一号(新入管法第十九条の九第一項及び同条第二項において準用する新入管法第十九条の七第二項に係る部分に限る。以下この項において同じ。)並びに第六十二条の九の三

に係る部分に限り、これらの規定を附則第十九

条第二項において準用する場合を含む。)並びに附則第十七条第一項第一号及び第二号に係る部分に限る。)及び同条第一項(附則第十七

条第一項及び同条第二項において準用する新入管法第十九条の七第二項に係る部分に限る。)の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、在留カードとみなす。

2 前項の規定により登録証明書が在留カードとみなされる場合におけるその有効期間は、次の各号に掲げる中長期在留者の区分に応じ、当該各号に定める日が経過するまでの期間各号に定める日が経過するまでの期間とする。

一 永住者 施行日から起算して三年を経過する日(施行日に十六歳に満たない者にあつては、施行日から起算して三年を経過する日又は、十六歳の誕生日(当該外国人の誕生日が二月二十九日であるときは、当該外国人のうるう年以外の年における誕生日は二月二十八日であるものとみなす。以下同じ。)のいずれか早い日)

二 入管法別表第一の五の表の上欄の在留資格を決定され、同表の下欄(二に係る部分を除く。)に掲げる活動を指定された者 在留期間の満了の日又は前号に定める日のいずれか早い日

三 前二号に掲げる者以外の者 在留期間の満了の日(施行日に十六歳に満たない者にあつては、在留期間の満了の日又は十六歳の誕生日のいずれか早い日)

4 第二項の規定により在留カードとみなされる登録証明書を所持する中長期在留者は、前項に規定するその有効期間が満了する前に、法務大臣により、法務大臣に対し、在留登録証明書を交付する手続により、法務大臣に対し、在留令で定める手続により、法務大臣に対し、在留

カードの交付を申請することができる。

4 法務大臣は、前項の規定による申請があつた場合には、入国審査官に、当該中長期在留者に對し、在留カードを交付させるものとする。

第二十一条 この法律の施行の際現に新入管法第二十二条の四第一項第七号に規定する日本人の配偶者等の在留資格又は永住者の配偶者等の在

留資格をもつて在留する者で、その配偶者の身

分を有する者としての活動を繼續して三月以上行わないで在留しているものについての同号の規定の適用については、同号中「継続して三月」

とあるのは、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第六号)の施行後継続して三月」とする。

第二十八条 特別永住者が所持する登録証明書は、新特例法第十条(第一項及び第四項を除く。)、第十二条第一項及び第三項、第十三条

第一項、第十四条第一項から第三項まで○第一項後段を除く。)、第十五条から第十七条まで、第十九条第一項(新特例法第十条第二項及び第三項に係る部分に限る。以下この項において同じ。)、第十九条第二項及び第三項(いずれも同条第一項に係る部分に限り、これらの規定を附則第三十二条第二項において準用する場合を含む。)並びに第二十三

条第二項並びに附則第三十条(第一項第一号及び第二号に係る部分に限る。)及び第三十二条第一項附則第三十一条第一項及び第三項に係る部分に限り準用する新特例法第十条第三項に係る部分に限る。)の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、特別永住者証明書とみ

なす。

2 前項の規定により登録証明書が特別永住者証明書とみなされる場合におけるその有効期間は、次の各号に掲げる特別永住者の区分に応じ、当該各号に定める日が経過するまでの期間と/orする。

一 施行日に十六歳に満たない者 十六歳の誕生日

二 施行日に十六歳以上の者であつて、旧外国人登録法第四条第一項の規定による登録を受けた日(旧外国人登録法第六条第三項、第六号)の施行後継続して三月」とする。

(検討)

第六十条 法務大臣は、現に本邦に在留する外国人であつて入管法又は特例法の規定により本邦に在留することができる者以外のもののうち入管法第五十四条第一項の規定により仮放免をさせ得た日から一定期間を経過したものについて、この法律の円滑な施行を図るとともに、施行日以後においてもなおその者が行政上の便益を受けられることとなるようにするとの観点から、施行日までに、その居住地、身分関係等を市町村に迅速に通知すること等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 法務大臣は、この法律の円滑な施行を図るため、現に本邦に在留する外国人であつて入管法又は特例法の規定により本邦に在留することができる者以外のものについて、入管法第五十条の許可の運用の透明性を更に向上去させる等その出頭を促進するための措置その他の不法滞在者の縮減に向けた措置を講ずることを検討するものとする。

官 報 (号 外)

いては、これらの番号をマスターキーとして名寄せがなされることにより、外国人のプライバシーが不当に侵害されるという疑惑が生じないよう、個人情報の保護について万全の配慮を行うこと。

三 所属機関の届出に係る努力義務については、的確な在留管理の実現に留意しつつ、その履行が所属機関の過重な負担となることのないよう、また、届出の内容が出入国管理及び難民認定法の目的の範囲から逸脱することがなく必要最小限のものとなるよう、その運用には慎重を期すること。

四 法務大臣が一元的かつ継続的に把握することとなる在留外国人に係る情報が、いやしくも出入国の公正な管理を図るという出入国管理及び難民認定法の目的以外の目的のために不当に利用又は提供されることがないよう、当該情報の取扱いに当たっては個人の権利利益の保護に十分に配慮すること。

五 配偶者の身分を有する者としての活動を継続して六月以上行わないで在留していることにより在留資格を取り消すことができる制度については、その弾力的な運用を行うとともに、配偶者からの暴力等により当該活動を行わないこと正当な理由がある場合には、在留資格の取消しの対象とならない旨の周知徹底を図ること。

六 新たに中長期在留者となつた者が、上陸許可の証印等を受けた日から九十日以内に住居地の届出をしないこと及び中長期在留者が、届け出た住居地から退去した場合において、当該退去の日から九十日以内に新住居地の届出をしないことにより在留資格を取り消すことができる制度については、その弾力的な運用を行うとともに

に、正当な理由がある場合には、在留資格の取消しの対象とならない旨の周知徹底を図ること。

七 本法の施行による不法滞在者の潜行を防止する必要性があることにかんがみ、在留特別許可の許否の判断における透明性を更に向上させるため、公表事案の大幅な追加・ガイドラインの内容の見直し等を行い、不法滞在者が自ら不法滞在の事実を申告して入国管理官署に出頭しやすくなる環境を整備すること。

八 外国人研修生・技能実習生の受け入れについては、本法律案が提出された趣旨にかんがみ、専ら低賃金労働力としての活用が横行することや、外国人研修生・技能実習生が劣悪な居住環境・就労環境に置かれることがないよう、入国管理官署、労働基準監督機関等の連携の下、人道的体制を充実・強化し、法令違反について厳格な取締りを行うこと。

九 外国の送出し機関が外国人研修生・技能実習生から徴収する保証金等については、外国人研修生・技能実習生を不当に拘束する面があることにかんがみ、その徴収を行う外国の送出し機関からの外国人研修生・技能実習生の受け入れを認めないことを含め、必要な措置を講ずること。

十 本法による外国人研修・技能実習制度の見直しに係る措置は、外国人研修生・技能実習生の保護の強化等のために早急に対処すべき事項についての必要な措置にとどまるものであることから、同制度の在り方の抜本的な見直しについて、できるだけ速やかに結論を得るよう、外国人研修生・技能実習生の保護、我が国

の産業構造等の観点から、総合的な検討を行う

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法

官 報 (号 外)

平成二十一年六月十九日

衆議院会議録第四十一号

五六

第一種郵便物認可日
明治二十五年三月三十一日

発行所
二 東京 一 独立行政法人國立印刷局 番地四號五 都港區虎ノ門四 行政法人國立印 立行政法人國立印 刷局
電話
03 (3587) 4294
定価
本体 (本体 二二〇円)